

24437

327-519

驛路通て如電が一家言也其意して讀みてたべ



明治十二年三月の塚本寧海と毎次會談必地理一日寧海云ふ延喜式の
 驛傳古來何人も手を着けず如何余膝を打ち掘出しと叫び大笑し
 照し大路中路小路を區分し爾來國史諸書より抄記を忘らざりしが
 意りて中止とて今昔の感うたゝる余や遊蹤多年次歲京坂又陸羽を
 寧海も登仙二十四歳今昔の感うたゝる余や遊蹤多年次歲京坂又陸羽を
 此書の編輯に驛路通と脱稿しぬ但印行と大中三路小路といまだし
 凡著作の頭を恐れ尾を懼るべきよあらす所信を筆にしてこそ本分ならめ
 本書と前人未發と自負する所はた少からず是乃一家言なり他人より見を
 正鶴を失へるふしもあらんすらんされむよ阿的よして引用する勿れ
 さと去ながら第一驛山崎條下は關戸を戰國時代の建設としたるを誤れり
 文華秀麗集(弘仁撰)の詩題既故關とあれを創置未詳なれど延曆廢撤なり
 其後復關外院を置く關戸其遺稱なるべし此等と一家言とも申されまじ
 明治五年學制頒布尋て各般教科書を作らる日本地誌略と余が編修に係る
 爾時蒐集せる圖書三百餘種を蔵す今回特賜もの多きと左の四書謹謝
 參謀本部測量地圖 驛遞局通信區畫便覽 日本地理志料 日本地名辭書

明治十二年三月
 44. 7. 26
 内交

目次

大	中山道	自京都至 太宰府	六十二驛 廢七	三頁
中	海路	同至鎮守府	六十一驛 廢四	四二
中	海路	同至常陸國府	四十六驛 廢二	九二
別	海路	首說七驛之 計算を誤る	三十二驛	一二四
小	北陸道			
	伊勢路			
	越後路			
	山陰道			
	大和路			
	甲斐路			
	南海道			
	美作路			
	上總路			
	西海道			
	飛驒路			
	出羽路			

以上續刊

驛路通例言

孝德紀大化二年正月改新の詔其二曰く初修京師置畿内

國定山河關塞驛馬傳馬及造鈴契定山河三字原在條末今改置

是よりさき驛路なきはあらず行旅せざるはあらずされど國造伴造縣主

稻置等各其部曲を私にして數百區を分割してあれを統一の制を敷く

能はず大化の新政よて悉其所部を收め公田公民とせられしかを改めて

驛傳の制を建てられたるなり○天武紀は名張驛家伊賀驛家あり又令乞

驛鈴乘驛來奏東方驛使など見ゆれを驛路の制の諸國に及ひしを知る

驛家之即馬屋なり驛馬ハユマ即早馬なり播磨風土記賀古郡驛家里

由驛家爲名とあり是れ賀古驛なり和名抄郡郷部に驛家郷七八十あれど

此書と誤脱錯簡等多し一地を兩地としたるもあり各驛の下云ふべし

文武紀大寶元年正月新令を制定施行せられぬ其既牧令よ

凡諸道置驛馬大路二十四山陽道其太宰府以去爲小路中路十匹東海東山道

小路五匹其使稀之處國司量置不必須足自外爲小路

凡置驛者每三十里置一驛若地勢阻險及無水草處隨便安

置不限里數古一里之今程六丁許三十里之五里弱は當る東國之今も

三十六丁一里と六丁一里とを大道小道と差別せり

例言

凡驛各置長一人。取驛家内家富幹事者爲之。一置以後。悉令長任。若有死老病。及家貧不堪任者。替驛長諸國共一長者と稱す。凡水驛不配馬處。量閑繁。驛別置船四隻以下。二隻以上。隨船配丁。驛長准陸路置。

凡國有急速大事。遣使馳驛。向諸處。相報告者。每年朝集使具錄使人姓名。并註發時日月。給馬匹數。送于太政官。承告之處。亦准此(公式令)。凡驛使在路。遇患不堪乘馬者。所有文書令同行人送前所。若無同行人。驛長送前所。國司差遣遞送。同上。凡驛長免課役。驛子免徭役(賦役令)。兵馬司掌郵驛。郵無食驛給食。職員令驛馬以軍團之馬。充之。使中中戸伺養。凡驛田皆隨近給。大路四町。中路三町。小路二町。田令驛田收穫。以充驛使食。大寶二年二月。諸國驛起稻數。送于辨官。大寶令之永世の大典なれど。驛家の建設の時。隨て廢置あり。延喜式兵部條下。驛傳の馬數を載す。是れ本書の據る所。よして大路中路小路。區別列叙し。和名抄郷名等。よ參し。里程を量り所在を定む。其存廢異同より。誤脱加除す。べて各驛の下。所説を述べたり。傳馬不加。

明治四十四年六月一日

大槻修如電撰

大路 京都より太宰府に至る

京都

延暦十三年京都を山背國葛野に定む。國號を山城と改め。都城を平安と稱せしむ。四十三年の後。畿内の國次を山城を第一とす(承和三年)。平安城と中央の正路を朱雀大路とし。左京右京に分つ。東西は互りて各九條とす。其第五條と正中大路と交叉する所を全都の中心とて。四方の里程この十字街より起るなり。

山城國府

國衙もと葛野郡太秦に置く。延暦十六年八月。地勢の狹隘なるを以て。乙訓郡長岡舊都(雞寇井)南に遷し。六十五年を歴て。また同郡山崎に移せり。

貞觀三年六月。山城國言。河陽離宮。久不行幸。稍致破壞。請爲國司行政處。但不廢舊宮名。行幸之日。加掃除。許之。河陽と之。淀河の北岸なれをなり。嵯峨帝の造らせ給ひし離宮。よて今の山崎村離宮八幡を其宮跡なる。

國分寺 當國當初の祈禱道場を太秦の廣隆寺よて長岡

大路

遷府の後も現在せる紀伊郡竹田の國分寺なり 雞冠井
又京都東山の六道珍皇寺を國分尼寺とす 東一里

當國相樂郡瓶原に國分寺の跡とてあるを山城國分寺とするを誤れり
天平十八年九月、恭仁宮大極殿施入國分寺とあると大和の總國分寺即
南都東大寺を指すなり、聖武帝の恭仁宮を建てたる、相樂郡を大和に
屬せしめ國號を大養德國と改められしが六年の後此宮を廢し國號も
復舊せらる是時と大佛造立國分寺の初期とて天平十九年九月勅充
金光明寺食封一千戸など東大寺要録に見ゆ大極殿施入と其前年とて
此殿址を國分寺の跡と傳へたるまでなり山城國府とと相距る十餘里
なるをや。○國分寺の事と更に次條に云ふを見よ

總社 中世以降國府の附近に一國の名神を合祀し國司
奉幣の便宜に供す是を總社と稱す山城の總社を古來
所説なしされど長岡遷府の後左の御社なりと覺ゆ

乙訓神社

乙訓神社の祭神火雷神と松尾に同じ後賀茂建角身神を並齋せらる

故に角宮とも申すなり賀茂松尾と帝城守護の名神大社なれを國司の
奉幣この二神を主として其他に及すと知るべし○社地も長岡の西丘
上よて國府との便宜も適へり

○總社國分寺と國府の所在を證すべきもの以下每國府の條に必寺社を
附記す但尼寺と存者甚少し故に一々記入せず○國府コフ國分コクブ
と呼び分つ故に鴻池鴻臺幸原高館など總て國府の遺稱なり

○國分寺と鎮護國家の祈禱所を每國に置かるゝよりの名よて其正稱と
僧寺を金光明四天王護國之寺といひ尼寺を法華滅罪之寺といふなり
神龜五年金光明經六百四十卷頒於諸國國別十卷先是諸國所有或八卷
或四卷至是寫備頒下經到日即使轉讀爲令國家平安也とある是其濫觴
國分寺の名と天平十三年正月始て見ゆ其二月勅あり

古之明王皆能光業國泰人樂頃者疫癘頻至慙懼交集案經云若有國土恭
敬此經王者四王常來擁護一切災障皆使消滅恒生歡喜者宜天下諸國造
塔寫經其造塔之寺兼爲國華必擇好處國司等各宜務嚴飾兼盡潔清云々
諸國の官寺と天武帝に創む聖武帝に至り神龜以後數次に造像寫經の
勅あり天平十二年よて天下諸國每國法華經十部ともありき此勅語よ
國華好處嚴飾潔清等の字句あれを地形工作共し意を致されしを知る
又國の守介椽目等新に任所に入る者必國分寺に詣り戒を受くる法制
あり故に國府の近地に造設し兼て衆庶の參拜も便ならしむるなり

山城

されど諸國中よと從來の官寺を其儘に祈禱の道場を充てしめあり又遠國よと造營よ着手せざるもあり仍て同十九年更に勅使を諸道に分遣し寺地を檢し三年を限りて造立せしむ天平寶字三年十一月頒下國分二寺圖於天下諸國とあれむ此時猶其功全く成らざりしや

山崎

驛馬二十疋○京都より今程凡三里

山城國乙訓郡大山崎村(山崎郷)

天王山下淀河北岸
鐵道停車場あり

大同二年十月官符 應減省驛馬參佰肆拾疋事

山城國山崎驛十疋元卅疋

攝津國五驛七十五疋減驛別十五疋

播磨國九驛四十五疋

備前國四驛廿疋

備中國五驛廿五疋

備後國五驛廿五疋

安藝國十三驛六十五疋

周防國十驛五十疋

長門國五驛廿五疋

已上五十一驛驛別減五疋

右檢案内太宰府解稱筑前國九驛豐前國二驛總十一箇驛是從府下向京之大路元來驛別置馬廿疋而今貢上雜物減省過半遞送之勞少於舊日人馬徒多乘用有餘望請

驛別減五疋以十五疋爲定者云々一府之馬既從減省路次諸國亦依件減

○山崎橋と神龜三年再造する所よて淀河の架橋なり大和より通路よて南岸橋本村を橋趾なる又河内紀伊の兩路も此處より分るなり(小路)

山崎村の西端關戸を國界とす戰國時代は關門おきしと云ふ

○山崎の地と陸路の首驛のみならず海路も亦此處より起程とするなり西海道の官人と太宰帥大貳と陸路を取るも少貳以下國司島司皆海路より來往するなり大同元年官符よ山陽道觀察使言驛戸百姓遞送使命山谷峻深人馬疲勞望請當道諸國司等准西海道一從海路令赴任所者依請とあり江匡房の遊女記よ山城國與度津(紀伊郡淀澤)浮巨川西行一日謂之河陽往返於山陽南海西海之者莫不遊此路とあり播磨以下國府より京都よ往來する日程よ海路とあるも此故なり

天原

攝津三島郡太田村

殖村

同國豐能郡覆坂村

和銅四年正月山背相樂郡岡田驛綴喜郡山本驛河内交野郡楠葉驛攝津島上郡大原驛島下郡殖村驛を置く是れ帝京を奈良よ定められて東國西國の驛路を建てしなり大原殖村廢止年久しく驛趾未詳なれど暫く

此二地を指定す大同減馬攝津五驛とありて延喜式と三驛なり其廢止と天長中國府遷移の時と覺ゆ郡界の變轉と古今其例甚多し尙次條説くを見よ○近來豊島能勢合郡して豊能郡と云ふ

草野

驛馬十三疋○山崎より凡五里

攝津國豊島郡萱野村(驛家郷)箕面山下にて國道に當る

上の大原殖村と奈良の京よりの驛次にて攝津の國衙の難波宮に在りし時代なれど其通路として殖村と南方へ置きしなり平安京となり又國府も北に轉せしより更ニ草野驛を置き舊驛兩家と廢せられたり

攝津國府

當國を難波津とて津國と稱す天武帝の難波

宮職を置かれ國務を兼攝せしむるに及び攝津職と稱す

此時の政所を玉造坂大に在りき延暦十三年難波宮を停め

られ舊稱のまま攝津國と稱す同二十四年十一月國治を

江頭に移す江頭とて河邊郡にて伊丹町河邊郡の西北なる

鴻池是其府趾なり此府に在る二十餘年天長二年豊島郡家の

南に遷り又二十年を経て難波の舊地に復れり

承和十一年十二月攝津國言依去天長二年承和二年兩度勅旨定河邊郡爲奈野可移國府而今國弊民疲請停遷彼曠野以鴻臚館爲國府且加修理者許之とあれど爲奈野に建府せられんとせしなり鴻臚館と難波宮の外賓館にて玉造の眞田山其墟なりといへを是れ復舊なり玉造と東生郡にて延喜式和名抄共々京都への行程一日とす
伊呂波字類抄に府在西生郡とあると東西を誤るなり此二郡と古書皆東生西成とす其東生の誤寫なると云ふまでもなけん

國分寺 天平十六年難波宮を更ニ皇京と定められし時

四天王寺を護國祈禱の道場とせられ河邊遷府の後を

毘陽寺ぞ國分寺なる天平五年行基開基

四天王寺東門外國分町に國分禪寺あり國治の難波に復歸せし時より舊貫に因りて四天王寺に祈禱所まうけられき其廢墟に就きて承應中再興せしもの又南長柄村にも國分寺あり尼寺の遺墟に就き同時代の再造に係ると覺ゆ

總社 賣布神社 生玉神社

攝津

賣布と河邊郡二社あり一と鴻池の北なる米谷マイタニ鎮座一と山中六七里の高平谷よて高賣布と稱し總社と呼ぶ米谷と分靈所よて國司奉幣の總社なりしが後世變轉して山中の本社は總社の名を傳へたり生玉と生國靈咲國靈を正稱とすれを神祇官の生島足島の神と同じと世よと云ふなり想ふよ此御社を難波大社と申せを津國の國靈として住吉廣田等の大神を齋き合せしものは即總社よて生イク咲サツと謂ゆる稱辭なり舊社と大阪城内の地よて難波宮時代よりの奉祀とぞ現社地と天正中豊公築城の時よ移轉せしめられたるなり

昆陽 河邊郡昆陽村

大同滅馬の官符よ攝津國五驛驛別二十疋とあり此五驛と大原殖村を東二驛とし葦屋須磨を西二驛として中間一驛なくをあらす故よ國府近傍よ就き昆陽驛を補ふされど大原殖村と同時よ廢され延喜式よと草野葦屋須磨の三驛のみ此村近來稻野村となる鴻池の南一里
驛馬十二疋○草野より凡五里

同國武庫郡葦屋村(兎原郡葦屋郷)近來武庫合郡

西宮町の北よて六甲山の麓なれど上世と此邊まで海なりしかを歌枕の名所よ葦屋浦葦屋濱などよめり

須磨

驛馬十三疋○葦屋より凡四里

同國同郡須磨村(八部郡須磨郷)合郡同上

東西よ分れ古來名高き月の名所なり須磨寺あたりを上野といふ驛家此邊なりと云傳ふ

○須磨關

大化二年畿内四至を定めらる東を名墾横河賀伊

南を紀伊兄山西を明石櫛淵北を近江合坂以内を畿内國とし又關塞驛傳の制も定めらる須磨合坂兩關此時創置せられ延暦十四年廢停と覺ゆ

大寶令軍防凡置關應守固者並置配兵士分番上下。

大寶律衛禁凡私度關者三關徒一年攝津長門減一等。

延暦八年不破鈴鹿愛發三關を廢撤せられ同十四年逢坂關を停めらる

須磨も同時廢關となりしなり其後逢坂鈴鹿不破三關復舊ありしかど

須磨と永く廢停よて幾夜ねざめんすまの關守などの歌と追想のみ

須磨と隅よて畿内西隅の義なるべし櫛淵其地未詳なれど明石浦との

中間とすれを一谷二谷三谷を指して云へるか此谷々と海岸よ出入し

凹凸狀なせを櫛淵とも名づくべし攝津播磨の國界なり

明石

驛馬三十疋(須磨より凡三里)

播磨國明石郡明石町(明石郷)

大藏谷に休天神の小祠あり菅右相左遷の路すがら此地に憩ひ驛長一詩を興へらる其轉結驛長勿驚時變改一榮一落是春秋。此驛の馬數甚多きと西北三里に魚住泊あり西國來往の舟路と途中此港泊より出入す天平中より其事見ゆ天長九年の官符に魚住泊在明石郡海崖諸國入京要路云々宜早勤造作者其料物用正税とあり貞觀九年にも修造の命あり延喜中三善清行意見封事にも此泊の事を載す蓋明石海峡之時々風浪の恐あれを此地より出入する者多し陸運三十疋を備ふるも此故なり

賀古

驛馬四十疋○明石より凡五里

同國印南郡加古川町賀古郡賀古郷加古川流路の變轉よて郡界の移轉せしなり

播磨風土記に賀古郡驛家里由驛家爲名とあり○此驛も南二里に韓泊あり海船の出入と魚住は同じ今之福泊といふ次の室原條下を見よ

佐突ナツチ 印南郡佐土村

承和六年二月播磨國印南郡佐突驛家依舊建立とあり佐突郷國用佐土

播磨國府

飾磨郡

上五日下午三日 海路八日

姫路市

と和名抄に見ゆ今も佐土村あり國道に沿へり前後驛と里程遠くあらざれ心時は廢置ありと覺ゆ延喜式不載

古より飾磨の市と唱へ市東を流る、飾磨川を市川と呼へり又四近の村里に亘りて國衙莊とも稱す府趾と姫山即ち姫路城内

公式令に馬行一日七十里歩行五十里車行三十里とあり五十里と今程八里餘なり上五日と之京都より上る日數にて朝集使貢調使など四度使來往の行程なり京都姫路相距る三十四里なれを上路と今程一日七里下路と十一里餘に當る海路と山崎驛の條下を見よ

國分寺

市川の東に國分寺村あり牛寺と呼ふ御國野村となる

寺記に南大門より奥院まで二里東院西院の間六十餘町と牛寺と東院よて市殿村の國府寺と西院の遺稱と覺ゆ○御着村に尼寺趾ありとぞ

總社 姫路市總社町に伊和明神鎮座これ總社よて市の

總鎮守とす祭神九所御靈と國靈九神を合祀せしなり

草上

驛馬三十疋○賀古より凡五里

同國飾磨郡白國村(草上郷)姫路市北半里

播磨

寶龜四年二月播磨國言飾磨郡草上驛驛戶便田、藝依官符捨四天王寺以比郡田、遙授驛戶。由是不得耕田、受弊彌甚。至是勅班給驛戶。○總社社傳、養和元年正月草上郷射楯兵主神奉併とあり射楯本社と同郡辻井村あり辻井と白國村と共、姫路の北に並べ、其區域を草上郷とすべし。白國は長者屋敷として存する。草上驛長の墟なり。此村國術莊に屬す。播磨風土記は枚野里は新羅訓村あり白國と同地なりや記また巨智里は草上村あり巨智と古知莊と稱して書寫山の北陰にあれば大路の置驛は適はずされを兩地共、同名異地とすべし。

室原 揖保郡室津

播磨風土記は室原泊。此泊防風如室とあり萬葉集にも多く見え古今來名高き港灣なり。○延喜十四年三善清行が上奏せし意見封事。山陽西海南海三道、舟船海行之程。自榎生泊。至韓泊。一日行。自韓泊。至魚住泊。一日行。自魚住泊。至大輪田泊。一日行。自大輪田泊。至川尻。一日行。榎生とムロフにて室原なり。官人の此泊より出入するも亦多し。されど草上驛へ六里餘。よて津頭は驛家を置かざるべからず。大同官符は九驛とある一驛として加ふ。草上の驛馬三十疋なるも此泊あるがため。和名抄居處部は館ムロヅミとあるを引き舟泊の室は充つるとわろし。周防長門は室津あり土佐は室戸あり何れも防風如室の義なり。

大市 驛馬二十疋○草上より凡三里

同國揖保郡大市村(大市郷)

姫路より龍野への通路この驛路を草上より野磨に至る十餘里。國道の西に亘り故道猶存す。此驛より美作路わかる。

布勢 驛馬二十疋○大市より凡四里

同國同郡布施村(布勢郷)龍野町西二里

高田 驛馬二十疋○布勢より凡四里

同國赤穂郡高田村(高田郷)舊稱高田宿

野磨 驛馬二十疋○高田より凡四里

同國同郡山之里村(野磨郷)鐵道上郡驛と接す

坂長 驛馬二十疋○野磨より凡四里

備前國和氣郡三石村(坂長郷)

播備の國界なる舟坂山と山坂長げれを此名あり其西麓は三石停車場

を置く上古此地は和氣關を置かれし關川と呼ぶ細流あり

藤野 同郡藤野村

養老五年備前國邑久赤坂二郡の地を割き藤原郡を置き神龜三年藤野郡と改稱す天平神護二年備前國言藤野郡承山陽驛路送迎相尋馬疲人苦請割邑久郡赤坂郡上道郡六郷隸藤野郡許之かくて神護景雲三年又郡名を和氣と改めしが延暦七年に至り和氣川の西に移して藤野と廢驛となりぬ○和氣川と吉備川を正稱とす今と東大川と呼ぶ

珂磨 驛馬二十疋○坂長より凡五里

同國磐梨郡可眞村珂磨郷

延暦七年六月備前國言和氣郡河西百姓一百七十餘人歎曰己等元是赤坂上道二郡東邊之民也去天平神護二年割隸和氣郡中有大河每遭雨水公私難通屢缺公務請河西新建磐梨郡其藤野驛家遷置河西以避水難許之とあり其河西の遷驛と即ちこの珂磨驛なり萬富鐵道驛の北一里餘

高月 驛馬二十疋○珂磨より凡四里

同國赤坂郡高月村高月郷磐梨赤坂近來合郡して赤磐郡

備前國府 上道郡 國府市場

上八日下四日 海路九日 祇園湯迫等合して高島村と稱す

國應宮として府趾存す○西大川即旭川を隔て岡山市の東北一里に在り
和名抄に府在御野郡とあり想ふに旭川の水害などよて國府移轉の事あり其後また舊地を復せしものなるべし(年代未詳)相模國府在大住郡とある同例よて國府の位置を變ずると諸國徃々あり(攝津信濃等)
御野郡に府趾を索むれを岡山市の西なる三門ぞ其地なるべき國府を遠の御門といふと萬葉集に見え伊豆舊府も同じ遺名あり御野郡の三門は天神社國神社の廢墟ありと傳ふ是れ總社のなごりとすべし

國分寺 高月村の馬屋に寺趾あり國府の北一里

總社 市場の北なる祇園村に備前國一百二十八社と

記せる棟札を傳ふ是れ舊府再建後の總社なり

津高 驛馬二十疋○高月より凡四里

同國津高郡一宮村驛家郷津高御野合郡して御津郡

當國一宮吉備津神社鎮座○村は馬屋上馬屋下の地あり驛趾とす
○吉備中山と前中の國界よて國幣中社吉備津彦の御社及び御墓ませり

一宮より山つゞきにて其地を宮内といふ吉備郡眞金村に屬す

津ツ峴カ 驛馬二十疋○津高より凡三里

備中國窪屋郡宿村(都宇郡驛家郷)宇窪屋合郡よて都窪郡

都宇と津を延へたるもの兩郡界は坂路あり峴之境は同じ大坂と註す
出雲風土記栢縫郡は峴之社あり同じくサカとよむべし
宿村と其西麓よて國道は當る近來山手村となる郡界の變轉して夙く
より窪屋は屬したるなり

備中國府 賀陽郡 上九日下五日 總社町吉備郡となる
海路十二日

府趾とて國府天神あり國道より西北へ入る一里高梁路は係れり

國分寺 窪屋郡三須村 上林は寺趾あり山手村は
接す尼寺の趾もありとぞ

總社 總社町神樂岡鎮座

河邊 驛馬二十疋○津峴より凡三里

同國下道郡川邊村(河邊郷)下道賀陽合郡して吉備郡

備中大川上流を松山川と呼ひ下流を河邊川と云ふ驛家其西岸は臨む
今も國道の宿次なり

小田 驛馬二十疋○河邊より凡四里

同國小田郡矢掛町(驛家郷)

大同官符は備中五驛とあれども延喜式よて四驛のみ其一驛いま知る
べからず小田驛家を小田村としてと路程かなはず

後月 驛馬二十疋○小田より凡三里

同國後月郡七日市(驛家郷)西一里餘堺森これ中後の國界也

安那 驛馬二十疋○後月より凡四里

備後國安那郡神邊町(安那郷)安那深津合郡よて深安郡

安那郷之川南川北二邑は分れ川北村の黄葉山は天別豊姫神社あれを
二邑を神邊町と呼ぶ國道の宿次なり此社恐くと舊府の總社ならん

品治 驛馬二十疋○安那より凡三里

同國品治郡近田村(驛家郷)品治葦田合郡して葦品郡

馬宿山最明寺ありて驛趾と云ひ傳ふ驛路と神邊よて分れ國道より北
よ直るなり

備後國府

葦田郡上十一日下六日府中町尾道市北六里許
海路十五日

國府村府中市の兩邑なりしが合して府中町となる國府と一時府川と
變稱せし事もありき

國分寺 安那郡下御領村

御領と神邊町の東北一里よて備中の界よ接す國分寺のかゝる東隅よ
在りて國府と相距る七八里なると不審なれども想ふに國術の最初と
神邊よ置かれ後葦田國府となりしか遷府と上の備前及び安藝相摸
信濃陸奥など同例あり又山城條下よ云ひし如く舊來の官寺を其儘よ
祈禱道場よ充てしか或と本寺燒失して代寺なりや其例も亦多し

總社 府中町の廣谷よ總社小野宮明神とて鎮座

葦田アサダ 驛馬二十疋○品治より凡三里

同國同郡府中市(葦田郷)原伏今補

大同官符よ備後五驛とあり延喜式と三驛のみ和名抄よ葦田驛家あり

壹度イツド

式と脱伏せしと覺ゆ故よ本驛を加ふ他の一驛と次の柘原なり
驛馬二十疋○葦田より凡四里

同國御調郡市村壹度郷

イツト市戸の訛り式抄兩書共よ者度とあるより種々の説あり草體相
似たれを誤寫したるもの抄の訓註よ伊都土とあり壹度を正字とす

眞良マシラ 驛馬二十疋○壹度より凡五里

安藝國豊田郡眞良村(眞良郷)

備藝の國境と山路頗峻し許山越といふ近來諸邑合同して高坂村とす
元來沼田郡の地なりしが中世豊田郡よ合せらる
和名抄眞良の字註よ信羅を以てすれをシナラとよむべしナラと平の
義よて南都の奈良も踏ならずより起る此地も山路削平より此名あり
と覺ゆシトゲ仕遂シナス仕成など其語同し

梨葉ナハ 驛馬二十疋○眞良より凡四里

同國同郡上北方村(梨葉郷)

梨葉郷分れて南方北方となる南方よ小梨の遺稱ありといふ○驛路と

沼田川よ沿ひ西北賀茂郡高屋郷よ入る今の白市鐵道驛と東高屋なり
木綿 驛馬二十疋○梨葉より凡五里

同國賀茂郡西條町(木綿郷)

木綿郷も東條西條よ分る西條よユフヅクリの故名を存すとぞ驛家と
國道の四日市よて西條停車場あり

大山 驛馬二十疋○木綿より凡三里

同國同郡川上村(大山郷)大弓とあると誤書

驛趾未詳なれと宗吉なりと覺ゆ鐵道驛八本松のあたり是より瀬野峠
即ち大山よて賀茂安藝郡界の分水嶺なり故よ近來合村して川上とす
北朝應安中今川了俊の路の記よ今夜と高屋といふ里よ止まりぬ又の
日と大山といふ山路こえ侍る云々此山すぎて瀬野といふ里あり

荒山 驛馬二十疋○大山より凡三里

同國安藝郡中野村(荒山郷)宗山とあると誤寫

荒山の名を村中よ存し又長者原といふもあり驛趾とす

安藝國府 安藝郡 上十四日下七日 府中村 廣島市東一里

海田市中山等の村邑を總て國府莊と稱したりき。

國分寺 賀茂郡吉行村 常行院といふ小寺其遺墟よ存す

吉行と西條町の東北よて國府と東西相距る八里許想ふよ西條の正南
一里よ長者原あり原上の小阜を鏡山と云ふ後世の事ながら大永中よ
大内氏この山よ築きて一方の鎮城としたりきされを形勝の地として
當初の國衙を此山よ建てられ香美驛など置かれ從て國分寺も府側の
好地よ造立されしならん水火の變災に國府と移され驛家も木綿郷に
替へられ國分寺のみ依然として舊地よ存せしなるべし其變轉の年代
今知る可らず猶信濃相模兩府の條下を見よ

總社 多家神社 三宮總社大明神とて府中村鎮座

○承和五年五月安藝國言管内山路嶮岨驛家十一所每驛所置驛子二百二十
人送迎繁多其勞倍他國始自今年減公廩稻三萬一千二百束加舉以收其息
利以充驛子料許之とあり是れ東隅の眞良驛より西境の遠管驛よ至る山
陽本道の十一驛なり然るよ大同官符十三驛とありて延喜式よ載せたる
之十四驛なり二三驛を多くす因て驛名と地理とを檢して國府より東よ

海山兩路あるを知る真良より荒山に至る五驛と山路よて山陽本道なり其海岸路の驛次と備後の柘原驛を新補して四驛とす其驛路と左の如し但し備後の市村より南下して直は海岸の三原町へ出づるなり
柘原 驛馬二十疋○壹度より凡五里

備後國御調郡三原町(柘原郷)柘原とあると誤書

大同官符は備後五驛とあれども式よと三驛のみ故は葦田柘原を加ふ和名抄郷名は柘原美波良と訓註す是れ柘と柘と草體より誤寫せる者筑前糟屋郡よと柘原久波良と註す其誤字なる證すべし柘と桑の一種よて豆美といふ萬葉集は柘枝など歌句よよめり美波良と其上略よて元慶二年五月令進備後國柘弓百枚と見ゆ此國此材あるの證なり
安直 驛馬二十疋○柘原より凡四里

安藝國豊田郡能地村(安直郷)

郷域驛趾共は未詳なれども能地の海濱を味方と呼ふ是れ安直瀉なり因て此地よ定む忠海町の東よて近來佐江崎村となる

都宇 驛馬二十疋○安直より凡六里

同國賀茂郡三津町(豊田郡都宇郷)

廣村 驛馬二十疋○都宇より凡五里

同國同郡廣村鹿附とあると誤寫

都宇と津の音を延へたるもの備中郡都宇郡は津覬驛あるを見合すべし此郷中世其郡域を變す○三津浦以西を海邊筋と呼へり

○此沿海の驛路と何故よ置きしやと云ふは造船所用の通路なれむなり
應永中足利義滿將軍の嚴島詣の記は日呂久禮と次第せり日呂と廣村久禮と吳市なり延喜式は都宇宇鹿附口とあると安直都宇廣村の誤寫

推古帝二十六年遣河邊臣於安藝國令造船白雉元年於安藝國使造百濟船二隻天平十八年令安藝國造船二艘天平寶字五年造遣唐使船四隻於安藝國寶龜二年造入唐使船於安藝國同六年造遣唐使船四艘於安藝國同九年造船二艘於安藝國爲送唐客也

本國をして大船海舶を建造せしむること歷世かくの如し又舟木と云ふ郷名と安藝豊田高田の三郡各一所あり其船材は富めるも亦證すべし○倉崎島(安藝郡)古より船匠多く住居し大小の造船所ありと云へむ此地へ通行路として海岸は驛家を置かれしなり大同頃まで三津浦より倉椅へ舟路來往せしが其後事故ありて更に一驛を廣村よ建てられしと覺ゆ是れ十三驛十四驛の増減ある所以なり其事故と延曆以後三十年よて

一致とは何ぞや、日本海に依りて大陸より分離したるの日本が、大陸に比較して甚だ多く獨立の氣反撥の氣に富めるが如く、瀬戸内海に依りて日本の本土より分離したる四國九州は、本土に比較して更に多く獨立の氣反撥の氣に富める、是れ一致也、日本海が、神代より今代に及び、更に將來に連りて、日本の歴史と重大なる關係をなすの運命を免れざるが如く、瀬戸内海は、嘗つて日本の歴史を迸出するの源泉たりし經歷ある、是れ一致也

矛盾とは何ぞや、日本海は大陸より大島を分離せしめたる大仕事師なれば、手腕粗大にして、斧を用ひ荒削りをなせしが如き痕あり、莽蒼跌宕也、黯澹荒涼也、風光人を傷ましむるに足ると雖も、毫も樂みを與へざる也、而して、西伯利亞より滿州を渡り來る寒冷の風は、殆んど日本海岸の景色より美彩を奪ひ盡さずんば已まざらんとす、之を、瀬戸内海の較や小細工的にして、繪畫の如く、彫刻の如

く、中に無數の島嶼を含み、山陰山陽の脊梁山脈が日本海の冷風を防ぎて、常春の溫暖と湖水の如き平和とを保たしむるに比較し來れば、到底同一の地理學的作用に結果したるものと信ずること能はざらんとす、故に爾云ふ也

特殊の地理學的作用に成りたる島地にして、恰も暖流寒流相交はるの處に位置し、巖骨高く聳えて地勢急峻なれば、四國の海水概ね深く、千島群島の東南には世界最深と稱せらるゝ海床あり、全領域の土石草木皆特殊の發達をなし、特殊の姿致を呈して、斷じて他に見ざるの秀麗なる風景を作り、之に隨伴して、海草類の發育の狀態も亦著しく他と異り、寒暖兩潮流に乗じて至るの魚族も、日本の領海内に入るに及びて、特殊の形體と資質とを生じ來り、勁健矯捷にして容易に人に捉へられず、而も其肉味の芳美なること、之を鈍間にして大味なる大陸附近の魚族と同一視すべからざる也

日本人の
魚食を重
んずる所
以

遠管

此地と殿島と相對し海峽相距る四百間餘南北二里許大野瀬戸と呼ぶ
驛馬二十疋○喉渡より凡三里

同國同郡小方村(遠管郷)

小方と遠管潟なり上の味方と同じ玖波鐵道驛の南なり
○天平六年九月制安藝周防三國以大竹川爲界この川と小瀬川ともまた
木野川とも呼び今も國界なり

石國

驛馬二十疋○遠管より凡三里

周防國玖珂郡藤河村石國郷

岩國山の西陰よて錦川に沿へど岩國町の北に在り關戸を驛趾とす
○大同官符は周防國十驛とあれど延喜式と八驛のみ其二驛未詳

野口

驛馬二十疋○石國より凡四里

同國同郡野口村(玖珂郷)

國道に當れる欽明寺峠の西麓に在る小村落なり西半里を玖珂村とす
今之同村に屬す○橘爲仲家集に宇佐の使にまかりしは周防國野口の
驛家とまりたるは月いとあかしと前書して和歌一首を載す爲仲と

周防

延久承保ごろの人なり
驛馬二十疋○野口より凡四里

同國熊毛郡小周防村(周防郷)

寶龜十年紀は周防郡の名見ゆ其後熊毛郡に并せらる故に郡に對して
村を小周防と云ひしなり○鐵道島田驛の東に當り國道より南なり

生屋

驛馬二十疋○周防より凡四里

同國都濃郡生野屋(生屋郷)國道末武北村

平野

驛馬二十疋○生屋より凡三里

同國同郡平野宿(平野郷)國道福川村

周防國府

佐波郡 上十九日下十日 防府町
海路二十一日

東佐波領は國衙の地あり里人と其區域を國府八町と呼ぶ是れ府趾○
近來東西佐波領及び宮市三田尻を總へて防府町と稱す

國分寺 東佐波領に堂宇現存

總社 松崎天神を總鎮守神とす總社町鎮座 宮市と稱す

周防

勝間 驛馬二十疋。○平野より凡四里

同國同郡西佐波領(勝間郷)

西佐波領より馬屋田の地あり。○安和中清原元輔この國の守となりし時勝馬の驛家にて子日遊せし事その家集に見ゆ

八千 驛馬二十疋。○勝間より凡三里

同國吉敷郡臺道村(八千郷)

臺道と屋道ヤチの誤字なれど今と音讀してガイドウと呼ぶ鐵道驛よて之大道とさへ書くなり

賀寶 驛馬二十疋。○八千より凡三里

同國同郡嘉川村(賀寶郷)

嘉川と賀寶川の中略よて亦鐵道驛あり。○此驛より國界の山路よ入る

阿潭 驛馬二十疋。○賀寶より凡五里

長門國厚狹郡吉見村

アタミを仇身として仇を嫌ひ吉見と改めしとぞ昔と持世寺に微温の

厚狹 驛馬二十疋。○阿潭より凡三里

同國同郡厚狹市(厚狹郷)

厚狹と東西南の三村よ分る厚西村よ厚狹市あり驛趾とす。○厚狹古稱アツサ後世とアザと唱ふ

埴生 驛馬二十疋。○厚狹より凡三里

同國同郡埴生村(驛家郷)

驛家郷と阿潭埴生いづ方なりや知らず暫く此驛を掛く。○近來津布田福田等と合同して生田村となる

宅賀 驛馬二十疋。○埴生より凡三里

同國豊浦郡小月村(驛家郷)

吉田川南流十里此村の東よて海よ入る本名を多羅川と云ふタラカカ一音の轉のみ。○此驛より山陰道へ赴く岐路あり小路の條よ云ふべし

長門國府 豊浦郡 上廿一日下十一日 長府町 府中とも云ひ

長門

國分寺 長府逢坂よ寺趾あり 元和中毛利侯再建明治二十三年廢毀○尼寺の趾も松小田に存す

總社 同總社町鎮座壇之上とて天神地祇を祭られし墟あり

軀門 驛馬二十疋○宅賀より凡四里

同國同郡赤間關市 臨門とあると誤寫

龜山八幡の丘下、唐戸町あり即ち驛家の趾○欽明紀に修治穴門館大同元年五月勅安藝周防等國驛館本備蕃客云々蕃客來朝便從海路其破損者農閑修理但長門國驛者近臨海邊爲人所見勿減前制又和名抄に臨海樓在長門國と是れ此館舍よて三韓朝貢以來の建造なり穴門は長門の前名よて早瀬瀬戸と豐前國と地つづき其地下の洞門を海潮出入するより穴門と云ふなり地峽の崩れて海峽となりしより穴門アナガトを上略してナガト長門の好字よ改められしなり又軀門カラトと韓泊よて韓國往來の泊船門よりの名なるなり

○赤間關 長門關また下關とも稱す外蕃來航を監査する國防上の必要とて此地に關門建てられしを天智帝の御時と覺ゆ

衛禁律に私度關者三關徒一年攝津長門減一等とあると此關門なり○貞觀十一年官符に豐浦軍團軍數二人下關權軍數一人兵士百人長門國解稱公私往來不論陸海共經此關不置關成無呵出入望請依件分配以備警固依請とあり○赤間の稱と上古に赤間物部赤間稻置等あれ此地の固有なると論なし赤間或は赤馬と書くより近來略して馬關と呼ぶ下關の稱と周防國長島の上關に對して海路より起りしものなり

長門城 天智帝四年築城於長門國とあるを赤間關市の中央なる城山よて豐浦軍團も亦此城に置かれしなり

延曆廿一年長門國言去天平十一年五月官符諸國兵士皆悉暫停但三關并陸奥出羽越後長門及太宰府管内諸國等兵士依常勿改者然則此國與太宰府管内接壤勘過上下雜物常共警虞無異邊要望請依舊置兵士五百人以備不虞依請とあり延曆の初め諸國廢關の事あり長門關も其兵備と一旦停止せられしを此時又再置したるものと覺ゆ後世の事ながら元寇の變に長門警固使を置きしも此城山よて太閤征韓にも陣營を構へしと傳ふ○城山と龜山の西よて兩山相望みて海岸に對立す其間の平地と海灣の狀をなす即是カラトの跡よて今も市井般賑の場なり

社 驛馬十五疋○軀門より舟路一里許

豊前

豊前國企救郡門司市

市の總鎮守神を甲宗八幡と申すコソの訛なり社地と市の東北丘上に在りて赤間關の龜山と相向ふ丘下の海岸こそ門司關の趾なれ
大同二年十月太宰府言筑前九驛豊前二驛總十一驛是向京大路也元來驛別置馬二十疋今貢物減半遞送之勞少於舊日望請驛別減五疋者依請此許可ありて每驛十五疋を定限とし從て山陽道も驛馬數を減せられしと上に記せるが如し大同官付と云ふと是なり

門司關

豊前關を正稱とす門司とは關門司廳より出で

しもの

歌枕は文字關など用ゐる上に云ふ八幡町の海岸を元門司と呼ふ今日と赤間關と并稱して關門とす

貞觀八年四月讒責豊前長門國司等曰關門出入理用過所（旅行券）而今唐人入京任意經過是國宰不慎督察關司不責過所之所致自今以後若有警忽必處嚴科

到津

驛馬十五疋○社崎より凡三里

同國同郡板櫃村 小倉市西

天平十二年九月太宰少貳藤原廣嗣が君側の惡を除かんとて兵を起し東上せしをり官兵之を板櫃河は防ぎ廣嗣竟は敗死す即ち此地なり

成見

驛馬十五疋○到津より凡三里

筑前國遠賀郡黑崎町

洞海の南岸鐵道停車場

鳴水を驛趾とす○延喜式は獨見とあると成の草體を俗體の獨の字は書き僻めたるもの

夜久

驛馬十五疋○成見より凡三里

同國同郡上津役村

折尾停車場の南一里

役之夜久なり上下は分ちて上つ役と云ひしが上津役また兩村となる驛家と其下村なり

島門

驛馬二十三疋○夜久より凡三里

同國同郡島津村

尾崎廣渡等合村して近來島門村と稱す

遠賀川の葦屋の入江は注ぎ入る處よて其西岸は臨み葦屋町は接す○貞觀十五年五月太宰府言天長五年六月格曰諸國渡船二十年已上為期買替而島門渡船二艘不知始置之時今既朽損利涉失便况又河岸頽壞渡

口瀾遠公私往還、日滯留、望請以正稅、乃買充許之。同十八年三月又言、島門驛家在筑前國遠賀郡去太宰府二日程去肥後國七日程承前之例、令肥後國加修理、令筑前國供驛具、因茲肥後工夫常苦於長途、筑前主守不憂其破損、望請以件驛家付筑前國、永令修理者、依請。遠賀川と彦山より出て北流十五里許、紀貫之が歌よ筑紫なる大渡川おほかたど我ひとりのみわたる浮世かとおる大渡川これなり葦屋入江と洞海と古來相通したる内海よして其北を限る一島を遠賀島といふ島門と此島の海門よ臨めむなり今日の如く兩水路に分れ僅に細渠を通ずると近き世の事なり

津日 驛馬二十二正○島門より凡五里

同國宗像郡上八村 鐘崎と合して岬村

上八の舊名を津日浦といふ此地と九州島の北端よて玄海洋に出づる一角を鐘御崎と云ふ津日其岬陰よして西よ向へり 島門津日兩驛と他よ比して馬數多し想ふよ岬端よ烽火臺ありて外蕃來航の急を告ぐるためか凡太宰所部國放烽者明知使船不問客主舉烽一炬若知賊者放兩炬二百艘以上放三炬と兵部式よ見ゆ又北海の濱と漲沙朔風烈しく椽見峙などの山坂もあり且西海驛路の距離大率三里

なるよ此前後のみ四五里これらの行路難のためか

荒自 驛馬十五正○津日より凡四里

同國同郡在自村荒自郷(原俣今補)

大同官符よ筑前九驛とあれど式よて八驛のみ故よ地理行程を計りて此驛を加ふ津屋崎町よ接し柳の宿とも云ひき今之宮地村といふ 荒自と湯桶讀なり想ふよ汝をシと云へむ其反對よ自己をもシと云ふべしオノレと自他均しく用ゐる語なり此例よや

席打 驛馬十五正○荒自より凡三里

同國糟屋郡筵内村(宗像郡席内郷) 隣郡よ入りしなり

嘉保二年太宰權帥源經信西下の途次此驛よて中秋の良夜よ會ひ大樹の下よて夜もすがら琵琶をたんせしこと古今著聞集よ見ゆ

夷守 驛馬十五正○席打より凡三里

同國同郡立花村

驛趾未詳なれども夷守之邊塞守備の義よて防人サキモリよ同じ日向

越後より同名あり○立花山之香椎浦の東北より立ち内外海を一望し守衛置くべき要所なり此山下より夷守の驛名も適當ならんと定めたり
萬華集卷四 天平二年六月帥大伴卿忽生脚脩云々數旬幸得平復于時弟稻公姪胡麻呂以病既瘵發府上京於是大盛大伴百代等相送驛使共到夷守驛家聊飲悲別作歌 草枕穉ゆく君を愛くしみ副ひてぞ來し鹿の濱邊を 鹿濱と博多灣の北を限る砂洲にて立花山の麓より西より互り志賀島に至るもの此歌にて夷守驛家の所在を證すべし

美濃

驛馬十五疋○夷守より凡三里

同國同郡仲原村

是亦驛趾未詳なれど北より長者原あり驛長の遺墟として此地より定む

久麻

驛馬十疋○美濃より凡二里

同國筑紫郡雜餉隈村久爾とあるは誤○御笠那珂席田合稱筑紫郡

雜餉と雜掌を正字とす延喜式より凡太宰府管内諸國島大帳調帳稅帳使府雜掌勘申(式部)と見ゆ此雜掌等が居住地なれど雜掌隈と云ひしなり後世太宰府天神參詣の路次となり休憩所など軒つらねしかを雜餉と文字を替へしとぞ御笠森より傍ひ太宰府へと二里故より馬數も減す

太宰府

御笠郡

上廿七日下午十四日 海路三十日

水城村府趾現存

繼體帝の御世より筑紫國造磐井その富強を恃みて皇命を奉せず利さへ新羅と謀を通じて三韓の貢物を横收す因て大連荒甲して討定せしめ其所領を收めて公邑となす宣化帝より至り官家を那津より建つ其詔より夫筑紫國者遐邇之所朝屆去來之所關門是以海表之國候海水以來賓望天雲而奉貢自胎中之帝泊于朕身收藏穀稼蓄積餼糧遙設凶年厚饗良客安國之方更無過此故遣阿蘇仍君運河内等屯倉之穀修造官家於那津又筑紫肥豐三國屯倉散在懸隔難以備卒亦宜分移聚建以備非常永為民命此官家こそ本府の起原なれ那珂郡三宅明年大伴磐を留て國政を統べしむ其後七十年聖德太子の佛經を隋國より求められ支那交通初て興る其國使を迎へんとて地を御笠縣より相し待賓館を建つ是より筑紫大館筑紫小館の稱あり尋て大館より太宰の職を置き内外の政務も當らしむ是乃太宰府なり○大化新政より筑紫大宰帥を任す又筑紫帥とも云ふ天智帝と國防の要所として都督府と稱し防人を備へ水城を築かれぬ大寶令より大宰府の職制を定めらる西海道九國三島の民籍を司らしめ訴訟を聽き稅調を勘し蕃客を待し歸化を受く其職員と

帥一人 大貳一人 少貳一人 大監少監大典少典各二人
主神 判事令史主工博士陰陽師醫師算師弩師藏司倉司藥司匠司及

筑 前 大宰府

大唐通事 新羅譯語 守辰 守客館 守驛館等

天平十二年少貳藤廣嗣兵を起す既出其平くや軍府とし將軍副將軍を置き鎮西府と改む十七年また太宰府の舊稱を復せしむ弘仁中に至り鎮守府を建て東西の大鎮として特々其任官を重んずされども昇平の久しき及び府政漸く頽る嘉祥中參議滋野貞主の奏議より曰く夫太宰府者西極之大壤中國之領袖也東以長門爲關西以新羅爲拒加以九國二島郡縣濶遠自古於今以爲重鎮因檢舊記大唐高麗新羅百濟任那等悉託此境乃得入朝或緣貢獻之事或懷歸化之心可謂諸蕃之輻湊中外之關門者也因茲有德爲帥貳才良爲監典若無其人選取辨官式部頃年以來絕而不行近得飛語云彼吏或擊目閉口似避時之人或忘耻貪財爲聚斂之吏府司國宰莫不悲傷如此不變恐嚙臍不及云々

是より其後朝廷愉安にして流弊益多し然れども寛仁中女眞の寇あり帥隆家急々兵船を具へ戰士を徴し撃てこれを却く其後武藤頼兼少貳は任じ子孫世襲して少貳氏を稱し府務一々其手は歸せり○安徳帝の西幸は府樓を御座所と充て蒙古の變は軍議を府廷と定む太宰府と猶嚴存せしなり延元元年二月菊池少貳の合戦は其府之灰燼と成てけり都府樓纔看瓦色觀音寺獨聽鐘聲とて管公謫居の所詠めて都府とて都督府の略なり府趾久しく世々顯れざりしが天明中黒田侯其臣郡奉行矢野昭徳を命じて殘礎の所在を調査せしむ田畝の間は巨石數百箇を

検出し其最隆處は壇を築き都督府趾の碑石を建つ是は於て千餘歳の府蹟を認むるを得るなり其地之御笠東郷の府中と稱する所とぞ

筑前國府

當國國司を從來太宰府吏の兼帶なりしが或を別立し或を兼屬し大同三年三月より府國長く兩置す

國司の政所と太宰府中とありて外へと別置せざるものと覺ゆ舊説は通古賀村を國衙の轉として其遺墟なりとするといかゞ二日市の南は上古賀村あるより見れを通古賀と其出村より國道は當るより通の冠ありしなるべしされど延喜式は去府行程一日とあり上古賀はや

國分寺

通古賀の北よて寺趾あり其地を國分といふ

尼寺の趾も邑西に存す通古賀國分觀世音寺諸邑今皆水城村に屬す○觀世音寺と南都東大寺下野藥師寺と日本三戒壇と稱す凡僧尼とならん徒と此三壇の中は就て受戒するを古制とす今の堂宇は元祿中再興

總社 竈門神社

古來定説を聞かずされど名神大社としまして應徳二年官符は九國總鎮守不混他社云々の文あれを此御社と定む竈門山之寶満山とも太宰府の東北に屹立す山頂を上宮とし山麓を下宮とす下宮を總社なる

中路 東山道○京都より鎮守府に至る

京都 既出

五條大路を東へ出で賀茂河を松原まで渡り鳥部野を過り汁谷越を超ゆれむ宇治郡山科郷なり是路を平安城の東口とす○今の三條通より栗田へ出づると天正中に開鑿せし新道なり

山科

延曆二十三年六月停山城國山科驛。加近江國勢多

驛馬數

此驛之大和の京より東山北陸へ通ずる驛次にて山城綴喜郡山本驛より凡五里平安京となりて停めらる

逢坂關

山城近江の國界にて大化新政に設置せられし

關劃なり見百五十年を経て延曆十四年八月檢近江若

狹兩國驛路廢相坂劃とあれど其後三關の一となりて

天安元年又關衛を置かる

三關と伊勢の鈴鹿美濃の不破越前の愛發にて延曆八年廢撤となりぬ

逢坂の廢關と其六年後なり弘仁元年仲成の變に近江伊勢美濃の故關を守らしむとあり爾後三關と云へむ逢坂鈴鹿不破なり其後四十八年天安元年四月始置近江國相坂大石龍華等三處之關分配國司健兒等鎮守之唯相坂是古昔之舊關也時屬聖運不閉門鍵出入無禁年代久矣國守紀今守上請加二處關而更始置之也關趾之今の關明神より東あり逢坂相坂合坂共し同し○職員令國守の義解に依律關者檢判之處刻者塹柵之所是とあり刻之棧と通す棧と木柵也

勢多

驛馬三十疋○京都より凡五里

近江國栗本郡瀨田村(勢多郷)大津市東南二里

淡海の南流して勢多川となる其河口に瀨田橋あり天智の御世に架けられしもの橋東の橋本里を驛趾とす淡海アフミ即湖水にして鴉海又琵琶湖とも云ふチカツアフミを正稱とす遠江に對して近江とかく湖に江の字を用ゐられしと釋名に江者公也諸水流入其中所公共也とあるより採られしもの

近江國府

栗本郡上下一日瀨田村

府趾未詳されど齋宮式の國府頓宮を一に瀨田頓宮とあれむ同地にて神領其墟なるべし

國分寺 瀨田川の西岸に寺趾あり

四四

弘仁十一年十一月近江國言國分僧寺延暦四年火災燒盡伏望以定額國昌寺就爲國分金光明寺許之とあれ此寺趾と國昌寺の墟なり又延暦十八年七月天竺人の參河國に漂着せし事あり後其人遷住近江國分寺とあるも同じく再度の國分寺なり寺趾と石山路の側にて其地を國分と呼ぶ石山村に入る

總社 當國一宮建部神社 瀨田村鎮座社地即神領

篠原 驛馬十五正○勢多より凡五里

同國野洲郡篠原村(篠原郷)

和名抄に驛家在南北と後世と大小兩村に分れ大篠原と鏡宿に接す○東海道東山道と驛路を分ちたれを馬數と十五正となりしなり

清水 驛馬十五正○篠原より凡四里

同國蒲生郡清水鼻○觀音寺山の東麓今と老蘇村に屬す

鳥籠 驛馬十五正○清水より凡四里

同國犬上郡正法寺村○寺の山號を鳥籠山と云ふ 彦根市 東一里

天武紀に村國男依等討近江將秦友足於鳥籠山斬之とある之此地なり。歌枕の料となり床の山と用ゐたり里人を鍋尻山と呼ぶ今と千本村

横川 驛馬十五正○鳥籠より凡四里

同國坂田郡醒井村○磨針嶺の東麓にて中山道の宿次

醒井と日本武尊の膽吹山にて瘴氣に犯され給ひ山より出で清泉呑みて御心稍癒と宣ひし地にて今も清泉あり○天武紀に討近江軍於息長横河破之とある横河と此地にて今と天川また朝妻川とも呼ぶ

息長と古事記萬葉集にも見え大同中よと息長莊の名もあり和名抄郷名に見えざるに脱失なり伊賀の名壑横河と同じくヨガハとよむべし

不破關 鈴鹿愛發越と并稱して三關と云ふ天智帝の

近江の志賀宮に皇居さだめられし時四境の要害として建てられし關剗なり鈴鹿關の條下よ云ふを見よ

大寶令凡置關應守固者並配置兵士分番上下其三關者設鼓吹軍器國司分當守固○衛禁律凡私度關者三關徒一年

延暦八年七月勅伊勢美濃越前等國曰置關之設本備非常今正朔所施區宇無外徒設關險勿用防禦遂使中外隔絕既失通利之便公私往來每致稽

近江

四五

留之苦無益時務有切民用思革前弊以適變通宜三國之關一切停發所有兵器糧糈運收於國府自外館舍移建於便郡
置關以來一百二十年此廢撤之植武帝之廣き大御心を仰くべしされど其崩御よと往古の恒例として伊勢美濃越前の故關を守らしむ其後五年仲成の亂よ逢坂鈴鹿不破の三關を守らしめらる是より即位大葬には近江伊勢美濃へ國關使を差遣せらる永制ととなりぬ
關趾と美濃國不破郡松尾村よて大木戸の稱あり其處を流る水を關の藤川と呼ぶ伊吹山と靈山と南北相對して近江美濃の國境を限る其峽際よ國道を通ず關趾と峻嶮ならず寢物語の里とて人家軒つづきの中間よ國境の榜示あり

美濃國府

不破郡上四日府中村國道垂井宿の北

國分寺

同郡青野村よ寺宇存す永祿中織田公の再造といふ

仁和三年六月美濃國言國分寺災梵宇佛殿一時成煨爐席田郡定額尼寺殿堂宏麗令修御願請爲國分寺許之

總社

府中村鎮座國府宮と稱す一宮南宮の御旅所

不破

驛馬十三疋○横川より凡五里

同國同郡青野村(驛家郷)

青野大野各務野を三野と稱す青野と不破關下よ亘る平地よて關ヶ原これなり東よ青墓長者の墟あり近來合同して青墓村と稱す此驛と東海道尾張よ通する分岐

墨俣

驛馬六疋○不破より凡四里

同國安八郡墨俣村原伏今補

承和二年六月官符

尾張美濃兩國界 墨俣河四艘元二艘今加二艘
布施屋二處造立墨俣河左右邊

件等河東海東山兩道之要路也渡船少數貢調擔夫等業日不得渡達宜依件令修造但渡船以正稅買備之布施屋料以救急稻充之一作之後以同色稻相續修理不得令損失

山海兩道の通路として一驛なく心あらず且尾張新溝驛と前後相距る四五里其連絡亦無かる可らず延喜式と伏脱として補ふ次驛より馬數其半を減じたるも一證なり長良川の西岸よて今も尾張路にかゝる

大野

驛馬六疋○不破より凡五里

同國大野郡郡家村(驛家郷)郡衙の遺地即驛趾なり國道北二里

方縣カガ 驛馬六疋○大野より凡四里

同國方縣郡長良村(方縣郷)

各務カガ 方縣津神社あり長良川の北岸よて岐阜市と相對す○飛驒への岐路
驛馬六疋○方縣より凡四里

同國各務郡各務村(各務郷)

各務野の東北よ在り東南一里餘よて國道の鶉沼宿よ出づ木會川の北岸なり此川上世よ鶉沼川と云へり

可兒カガ 驛馬八疋○各務より凡五里

同國可兒郡久々里村(驛家郷)

泳宮ク、リノミヤの故蹟よて日本紀萬葉集等其名見ゆ○此驛次と木會川を渡りて國道の南を通す下街道と云ふ

土岐カガ 驛馬十疋○可兒より凡五里

同國土岐郡土岐村(驛家郷)一日市を驛趾とす

嘉祥三年五月美濃國言土岐坂本二驛程途悠遠行李難澁負擔之辛利倍他處國司雖勤存恤猶致散亡遞送乏人往還多壅因茲移送隣國悉加搜認而所申不屑事情或亦容隱追捕之次鬪爭更成實是不怕憲章之所致也望請依律科罪者依請諸國准此○民政部式よ美濃國土岐大井坂本三驛驛子課役並免

大井カガ 驛馬十疋○土岐より凡五里

同國惠那郡大井村鐵道の宿舎よて鐵道停車場あり

承和五年十一月美濃國言惠那郡無人任使是以大井驛家人馬共疲官舎頗仆坂本驛子悉逃諸使壅塞國司使席田郡人國造眞祖父令加教諭於是逃民更歸連蹤不絕遂率妻子各有本土夫見善不褒何以責成望請停史生一員特置驛吏預于把笏令得威勢至得其人爲終身任○延喜式よ美濃國互差椽目令檢校土岐惠那兩郡驛家遞送事

坂本カガ 驛馬三十疋○大井より凡三里

同國同郡落合村(坂本郷)

湯舟澤の本會川よ入る處よ落合橋あり國道の宿舎にて中津川東一里

坂本神社ある千旦林と坂本驛の舊地と云へど前驛と距離甚近し故に
落合より定む御坂この驛より入ればなり

齊衡二年正月美濃國言惠那郡坂本驛與信濃國阿智驛相去七十四里雲
山壘重路遠坂高戴星早發犯夜遲到一驛之程猶倍數驛驛子負荷常困遞
送寒節之中道死者衆朝廷悲之殊降恩貸永免件驛子租調又去承和十一
年舉郡給復三年雖施無限之恩徒費公家會無所息今檢本郡課丁二百九
十六人就中二百十五人為驛子八十一人輸調庸比之諸郡衰弊尤甚請擇
諸郡司之中富豪恪勤者募五位期三年內令治件郡者依請○主稅式は諸
國驛馬飼養其險路使繁正別十七束云々但美濃國坂本信濃國阿智兩驛
並正別四十五束

○傳教大師傳弘仁六年の條下

大師東征之日越信濃坂其坂數十里也躡雲跨漢排霧策錫馬蹠喰風人吟吐
氣猶尙不能一日行程唯宿半山纔達聚落大師見此坂艱難往還無宿營置廣
濟廣拯兩院陟黜有便公私無損美濃境內名廣濟信濃境內名廣拯

信濃坂と坂本阿智兩驛の間なる七十四里の山路なり惠奈嶽の中腹を
透るものよて日本武尊の征夷の歸途こえさせ給ひし故事より神御坂と
稱し常々御坂峠と呼ぶ東山道第一の峻路なり○萬葉集もちとやふる神
の御坂は幣まつりとあり又推古の御世は有蠅浮虚空以越信濃坂と見ゆ
○廣濟廣拯の兩院と謂ゆる布施屋よして行旅の山中宿所よ充てしもの

落合橋より右へ湯舟澤よ沿ひ山路よ入る今程二里許よて霧ヶ原よ至る
廣濟院の趾なり御坂の頂上を二濃の國界とす東よ下る三里許よて國原
の布施屋これ廣拯院かの坂上是則の歌は國原や伏家よ生ふる筈木とあ
ると此院をいふ阿智川の上流なり又天延三年七月東國大風信濃御坂路
壞とあり其後數年よして信濃守藤原陣忠が御坂よて馬もろ共よ深谷よ
落ちしこと今昔物語(二八)と見えたり

○大寶二年十二月始開美濃國岐蘇山道

和銅六年七月通吉蘇路養老七年十
月造危村橋とあり岐蘇吉蘇危村共よ同じ後世之木曾を通稱とす
木曾山道と信濃坂の險隘なるがため木曾川の岸よ沿ひ新路を開かれし
なり二十餘里よ亘る山谷なれを十年よして其功績に成り又十年よして
棧道も造られ人馬の往來を得たりと覺ゆされど中路としての東山道と
後年まで御坂越と變せざりき

養老より百五十餘年の後更よ此地の境界を定めらる
天慶三年九月令美濃信濃兩國以縣坂上岑爲國界縣坂者在美濃惠奈郡與
信濃筑摩郡之間兩國古來相爭境界未有所決貞觀中勅遣左馬權少允藤原
正範刑部少錄勒負繼雄等與兩國司臨地相定正範等檢舊記云吉蘇小吉蘇
兩村是惠奈郡繪上郷之地也和銅六年以美濃信濃兩國之界徑路險隘往還
甚艱仍通吉蘇路七年賜美濃守笠麻呂封邑功田小椽大目各進位階以通吉
蘇路也今此地去美濃國府行程十餘日於信濃國府最爲逼近若爲信濃地者

何令美濃國司遠入而開通此路哉由是從正範議定國界也。縣坂之鳥居峠にて實は東西の分水嶺なり然れども其後木曾谷と兩屬の地となり近世遂は信濃西筑摩郡となる

阿智 驛馬三十疋○坂本より十二里餘

信濃國下伊那郡會地村(驛家郷)

アチ訛りてアウチとなり因て會地と書く駒場盡神中關向關等合邑し會地村と稱す驛趾と駒場なり延暦十八年八月信濃國阿智驛驛子永免調庸以道路險難也○驛子課役並免驛馬飼養正別四十五束既出此驛之御坂越の東口にて園原より三里○盡神は阿智神社あり日本武尊西歸の時この山口は白鹿の路に立ち遮るあり武尊一箇の蒜を投げ其腹に中つ鹿瘡る此例に依りて此地を過ぎるもの必蒜を噛みて往く故に蒜噛といふ後ハ盡神と改む
和名抄ハ阿智郷なく輔衆郷あり輔衆と驛家の誤書にて即ち阿智驛家なり

○會地關 天慶の亂ハ特ニ設けられし關塞

將門記(柏木本)其後椽貞盛云々以承平八年中旬自山道京上將門具

聞此言告伴類云今伴貞盛會稽未遂欲報難忘若上官都説將門身歟不如追停貞盛蹂躪之管率百餘騎之兵火急追征以二月廿九日追著於信濃國小縣郡國分寺之邊使帶千隈川彼此合戰貞盛免呂布之鎬遁隱山中將門搔首空還堵邑爰貞盛千里之糧被奪一時疲馬越薄雪而越坂云々僅屆京洛便錄度々愁由奏太政官可糺行之天判賜於在地國
越坂とあるは御坂を越ゆるなり明年十一月將門謀反の事あり此時信濃國ハ應徵發軍兵備守境内の勅符を下されぬ是ハ於て會地の關と建置せらる是れ盡ハ貞盛か將門の暴狀と共に御坂峠の要害をも奏上したるに依れるなり中關向關相對したるも守禦の計略を證すべしされど亂後と停止となり歌枕ハ逢ふの語にかけて用ゐ或は檣アフチの字をも用ゐたり

育良 驛馬十疋○阿智より凡三里

同國同郡上飯田村 飯田町西

飯田町以南阿智川以北を中世まで伊賀良莊と稱し近來伊賀良村の名ありされど驛趾未詳いま地形と里程とを量りて此地に定む

賢錐 驛馬十疋○育良より凡四里

信濃

同國上伊那郡上片桐村

宮田 驛馬十疋○賢錐より凡五里

同國同郡宮田村 此路と伊那街道また中馬街道とも稱し參河路とす

深澤 驛馬十疋○宮田より凡五里

同國諏訪郡三澤村 諏訪湖の落口にて中央鐵道岡谷停車場と接す

天龍川の西岸に沿へて近來駒澤橋原等と合して川岸村を建つ

覺志 驛馬十疋○深澤より凡四里

同國東筑摩郡堅石村 桔梗原の北隅にて廣丘村となる○此驛にて

木曾路と相合ふなり今の鹽尻停車場と桔梗原の東南隅なり

信濃國府 筑摩郡上廿一日 松本市に國府町あり信府と稱す

當國の國府その創置と小縣郡にて今も上田町の常田に國衙臺として國府の墟あり國分兩寺と其東北に並ひ存す諏訪大宮として總社もませり其筑摩郡に遷府せし年代と記録なければども貞觀中美濃信濃の國界を

縣坂岑に定むる議に此地去美濃國府行程十餘日於信濃國府最為逼近(全文見上)松本より鳥居峠(縣坂)へ十里一日程なれど十餘日は對し逼近といふも不可なし此時と既に遷府せし後なるを知る是より二十年前承和八年二月に信濃國言地震其聲如雷一夜間九十四度牆屋倒頽公私共損とあり此災に逢ひて府廳移轉せしものと覺ゆ

國分寺 小縣郡國分寺村上田 藥師如來を八日堂と云ふ

尼寺も亦同所に存す松本市と東西相距る十三里

總社 松本市の東に總社村あり二郡總社八幡宮鎮座

筑摩安曇兩郡六百六所の神を祀るもの國の總社にあらざる眞の總社と上云ふ諏訪大社なり

筑摩 驛馬十疋○覺志より凡三里

同國同郡筑摩村 原伏今補

前驛と次驛と距離六里にて覺志と本會路を受け錦織と越後路を分つ且國府附近一驛を要すれを加へぬ松本の東南にて近來同市に入る

錦織 驛馬十五疋○筑摩より凡三里

信濃

同國同郡刈谷原町(錦部郷)反町金山町保福寺町等合併して錦部村となる

五六

貞觀八年二月筑摩郡錦織寺預之定額とあり錦織寺後保福寺といふ保福寺峠あり故に十五疋を備ふ

浦野 驛馬十五疋○錦織より凡六里

同國小縣郡浦野村此驛の馬數も前驛と同じ

日理 驛馬十疋○浦野より凡三里

同國同郡上田町

町の西端なる諏訪部を古來日理驛の遺墟と云ひ傳ふ千隈川の北岸に沿ひ上町下町の名あり

清水 驛馬十疋○日理より凡五里

同國佐久郡小諸町清水町とて清泉噴出の地あり

長倉 驛馬十五疋○清水より凡五里

同國同郡沓掛村碓氷峠の險坂を受くれに十五疋の驛馬を備ふ

淺間嶽の南麓にて近來輕井澤追分諸村と合同して長倉村の稱を建つ沓掛と驛舎の遺稱として諸國に在り此村は古宿といふと驛趾とぞ

○碓氷關 碓氷山を信濃上野の國界にて以東の諸國を山

東と呼ぶとも坂東 醍醐の御世に足柄關と共に關塞を置く

昌泰二年九月上野國言此國頃年強盜蜂起侵害尤甚靜尋由緒皆出倣馬之黨也何者坂東諸國富豪之輩蓄以馱運物其馱之所出皆緣掠奪盜山道之馱以就海道掠海道之馬以赴山道爰依一疋之驚害百性之命遂結群黨既成凶賊因當國隣國共以追討解散之類赴件等塚仍碓氷坂本權置追還令加勘過兼移送相模國既畢然而非蒙官符難可據行望請碓氷足柄兩處持置關門詳勘公驗繼加勘過者依件令置唯拘奸類勿妨行旅
足柄碓氷の關門之此時に置れ明年八月之相模國より過所を請ふの國解あり其後四十年天慶の亂に將門曰凡領八國之程一朝軍攻來者足柄碓氷固二關當禦守坂東也と近頃まで碓氷の關所とありき

坂本 驛馬十五疋○長倉より凡四里

上野國碓氷郡坂本町(坂本郷)

馬數同前碓氷關所在地にて東半里の横川停車場とす信越鐵道の要處

上野

五七

野後

驛馬十疋○坂本より凡四里

五八

同國同郡安中町(野後郷)

舊名野尻永祿中改稱いま猶野尻町野尻村等の名を存す

上野國府

群馬郡 上廿九日 元總社村 高崎市 北二里

將門記天慶二年十二月條下將門以同月十五日遷於上野國介藤原尙
範被奪印鑑急付使追上於官都其後領府入臨固四門之陣行諸國之除目
且成可建王城之議大臣納言文武百官皆以點定但狐疑者曆日博士而已
于時有倡伎稱八幡大菩薩使云奉授朕位於蔭子平將門爰將門捧頂再拜
自製奉謚號名曰新皇とあり將門の借號と上野國府よて行ひしなり

國分寺

總社村の西北に寺趾あり其地を國分といふ

近來東西國分引間北原諸村を合せて國府村と稱す○僧寺と東國分
在り尼寺と西國分なり礎石共存す

總社 總社明神とて元總社村鎮座

慶長中總社城を北に築き總社町を建つ是れ元總社と稱する所以なり

群馬

驛馬十疋○野後より凡五里

同國同郡前橋市(驛家郷)

國府東一里舊名厩橋寛延中改稱○市に細澤町あり駒澤よて驛趾とす
利根川いま市西を流るれども往昔市東を流れしもの其舊蹟尙存す
其利根川橋西に驛家あるを厩橋の稱あるなり同所の橋林寺と舊名を
本橋院といふ厩橋は由ありと覺ゆ○夫木集 都より返りくるまの里
人之ひとね川をや渡らざらんとあるヒトネ川と水の干たる利根川
の意よて河道の變轉を徴すべし讀人不知の歌なれど鎌倉時代の所詠
なるべけれを其以前に流路を變せしなり此後應永に天文に東西轉流
の記事も見ゆかゝる大河と大洪水ごとく轉變するを常とせりされど
今日前橋市中を流るる廣瀬川を直に利根の舊河道とするといかゞ

佐位

驛馬十疋○群馬より凡五里

同國佐位郡市場村(驛家郷)伊勢崎町北二里

驛趾未詳なれど前後驛の里程を量り此地に定む市場と多し驛家の地
よあれをなり○近來佐位那波二郡を合せて佐波郡と稱し市場も西野
曲澤等と合同して赤堀村と稱す

上野

五九

新田 驛馬十疋○佐位より凡四里

同國新田郡市野井村(驛家郷) 太田町の西二里餘 近來生品村と稱す

寶龜二年十月太政官奏武藏國雖屬山道兼承海道其東山驛路從上野國新田驛達下野國足利驛此便道也而枉從上野國邑樂郡經五箇驛到武藏國事畢去日又取同道向下野云々是れ武藏國を東海道に屬せしむる時の奏議なれど五驛の名を載せず今試み其驛趾を舉げん
邑樂驛 上野國邑樂郡古氷村○新田より三里
埼玉驛 武藏國埼玉郡埼玉村○邑樂より五里
足立驛 同 國足立郡大宮町○埼玉より五里
豊島驛 同 國豊島郡豊島村○足立より五里
乗漕驛 同 國多摩郡天沼村○豊島より四里
古氷之古郡もて邑樂郡衙の遺稱なり太田町の南あり此地より妻沼ありたりもて利根川を渡る○埼玉と萬葉集も前玉埼玉佐吉多萬津など見ゆ利根川舊河道の岸もて行田町の東なり○大宮之官幣大社氷川神社鎮座もて此名あり武藏國造と出雲臣なれを祖神を祀り居館を建つ國司政治となりて足立國府とす驛家も亦此地に置きしなり其後國治を多摩郡に移す其年代之武藏國府云ふを見よ豊島天沼も共は海道の條下を見よ

足利 驛馬十疋○新田より凡四里

下野國足利郡足利町(驛家郷)

足利學校之國學の遺構なりとして現存す兩毛東武兩鐵道の停車場あり

三鴨 驛馬十疋○足利より凡五里

同國下都賀郡下津原村(三鴨郷)

三龜山と萬葉集も見ゆ佐野町の東に當り平野に横たゑる大丘なり丘北を下津原とす今之岩舟村に入る

下野國府 都賀郡 上三十四日 國府村 椽木町の東北一里

國分寺 國分寺村に小堂あり尼寺趾も亦存す 國道小金井東半里

總社 室明神又六所明神として總社村鎮座 近來國府村に入る

都賀 驛馬十疋○三鴨より凡四里

同國同郡總社村 原伏今補

延喜式不載されど三嶋より田郡に至る七八里にて中間は國府あれを
此驛を加ふ○此地は歌枕の名所として室の八島あり袋草子平治物語
など其名見ゆムロとと旅舎の事なり且つ五萬長者の故事を傳ふれを
是れ都賀驛長ありしを證すべし

田郡 驛馬十疋○都賀より凡四里

同國河内郡多功村(驛家郷) 國道石橋宿の東に接す
東一里許に藥師寺あり

衣川 驛馬十疋○田郡より凡四里

同國同郡石井村(衣川郷) 宇都宮市正東一里

衣川と毛野川を正稱とす一轉して衣川となり又絹川鬼怒川とも書く
石井と河の西岸なり

新田 驛馬十疋○衣川より凡五里

同國鹽谷郡葛城村(芳賀郡新田郷) 喜連川町の東に接し
近來同町に入る

葛城村は長者平といふ所あり土中より燒米を出す傳云ふ鴻野長者と
て後三年の役は清原氏は心を通じ八幡太郎を害せんとせしが事顯れ

燒打せられ其墟より燒米を出すなりと即驛長の墟なり

磐上 驛馬十疋○新田より凡五里

同國那須郡湯津上村(那須郷) 黒羽町南一里

那須國造の古碑ある地にて那珂川の西岸なり本郡は石上郷あり今も
上下石上村ありされど郡の西隅にて古道と懸隔す○湯津磐村といふ
古語あれを磐を直ちユヅともよむべし

黒川 驛馬十疋○磐上より凡五里

同國同郡黒川畑村(黒川郷)

那須岳より出づる黒川の南岸にて國道に當る村落なり近來鍋掛村に
入り今又那須村となる

此地より北半里許を蘆野町とす猶北行すると今の國道なり古驛路と
右に入りて菱澤に出で而して北行して白河關に至るなり

○白河關 下野陸奥の國界ありて名高き關劃なり

承和二年十二月陸奥國言檢舊記白河菊多置刻以來于今四百餘歲至有
越度重以決爵謹檢格律無見件刻然則雖有所犯不可輒勘而此國俘囚多

數出入任意若不勘過何用爲固加以進物雜物觸色有數商旅之輩竊買將去望請勘過之事一同長門謹請官裁者依請

此年より逆算すれば四百餘歳と允恭の御世に當れり仁徳紀田道戰死より清寧紀蝦夷内附まで百餘年間史上更に東夷の記事なしされ其間なる允恭の御時此關するるといふと不審といふべし但雄略紀に吉備尾代の蝦夷五百人を率ゐて新羅を征す云々の事見ゆ此五百の毛人と是よりさき東夷征伐の役ありて俘囚となりし者と覺ゆ此役ありとせば允恭の御世に當りて白河の關刻を置かれしをも亦推定すべし

○關と檢判の處刻と塹柵の處(既見)とあれ此關と察出禦入の用のみならず邊境守備の設置なるも亦知るべし又元慶二年より應禁斷諸人濫入關門の官符もあるなり

關趾と今の國道白坂より山谷を阻で、東二里許あり國界に關明神ませり寛政中白河侯石標を建て、古關蹟と題す今の白河町と永祿中白河城を今の地を移してよりの市街なり

神龜五年四月陸奥國請新置白河軍圍許之この年と多賀築城より五年の後なり營趾未詳なれと關山滿願寺とて行基僧正の開基と傳ふる古寺あり此山など軍圍所在地に充つべし陸奥軍圍と天平十八年官奏に關六院とあり弘仁六年官符より白河安積行方名取小田玉造六團兵士各一千人とあり其後七團とてあると磐城軍圍なり

雄野

驛馬十疋○黒川より凡五里

磐城國西白河郡古關村(小野郷)

舊稱旗宿にて關蹟の北に接す近來番澤中野等を合せて古關村と稱す

○白河關以北伊達關に至る其間を仙道六郡と總稱す仙道と山道の吳音より文字と誤るもの東山道の上略にて磐城の海道に對して此稱あり

白河磐瀨安積安達信夫伊達の六郡これなり石川田村と郷名莊名にて後世の建郡なり

松田

驛馬十疋○雄野より凡三里 高野より凡六里

同國同郡千田村(松田郷)

チダとマツダの約この驛にて東海道の常陸より通ずる驛路と相合ふ

白河町東二里にて今と釜子村に入る

磐瀨

驛馬十疋○松田より凡五里

岩代國岩瀨郡須賀川町(磐瀨郷)鐵道停車場

國道の宿次にて町の北端に磐瀨森あり其處を森宿と呼ぶ驛趾なり

○養老二年五月陸奥國白河磐瀨會津安積信夫五郡を割き石背國を建つ

磐城

後十年廢して陸奥國に復す石背之磐瀬なり明治二年陸奥を五國に分つ其時石背をイハシロとよみ岩代國と稱す山背をヤマシロとよみしよりの謬りと覺ゆ○石背國府も此地に置かれしが其趾未詳

○古驛路之此驛より西に折れ仁井田を経て安積郡の葦屋に至る夫より北行する一路を今も奥の横道と唱へ中世までの道路なりと云傳ふ

葦屋

驛馬十疋○磐瀬より凡四里

同國安積郡駒屋村(葦屋郷)

國道郡山町西南二里

駒屋八幡と安積三十三郷の總鎮守神として安積八幡宮とも申す郡内第一の古社として阿尺國造を祀れる御神と覺ゆ八幡大神之後は合齋せしもの社地をヤハタといふ駒屋と葦屋驛家の轉訛にて驛の俗躰尺に従ふより駒と誤書せしなりウマヤと云ふを正しき近來駒屋八幡山口大谷諸村を合せて穂積村といふ山口は葦之口と呼ぶ地あり葦屋郷の遺稱なり○駒屋の北は大槻村あり額取山あり謂ゆる奥の横路に當る此所之陸奥舊國府及び安積軍團等ありし遺墟なり次の國府の條下云ふを見よ

安達

驛馬十疋○葦屋より凡五里

同郡安達郡北杉田村(安達郷)

此村は郡山また長者宮等の名あり長者と虎丸長者と稱し其遺墟より享保中方寸の古銅印を掘出す其再模の印影より見れば驛家郷印の草跡文字と認むべし同所より礎石古瓦を出し又燒米も現在掘採すべし村老の傳は後三年の役は八幡太郎來りて宿營を求む長者肯とされど打燒は違ひしものと

○安積郡郡山町も同じく虎丸長者の趾として古瓦燒米を出す一事兩處に傳へて彼此定め難しされども安積の郡山と郡山舊事考に文治中伊東氏大和の郡山より此地を賜り本領の名を移して郡山といふとあり虎丸長者の居館といふも伊東氏の事を混同して傳へし者と覺ゆこの郡山町之國道の要地にて今日之鐵道四通の街に當れど古驛路とて東西二里許を隔ち居たり

岑越

驛馬十疋○安達より凡五里

同國信夫郡水原村(岑越郷)原書之湯日岑越と前後倒置

安達信夫の郡界は馬越山ありミネコシのネコシとなりメコシと轉し文字は馬越とかきしよりマグシとなりしなり村老の所傳は源平時代この處は野馬多く棲み日々山を越したる故に馬越と呼び妙見堂ありきと是れ文字に就きて後の口碑なり

後十年廢して陸奥國に復す石背之磐瀨なり明治二年陸奥を五國に分つ其時石背をイハシロとよみ岩代國と稱す山背をヤマシロとよみしよりの謬りと覺ゆ○石背國府も此地に置かれしが其趾未詳

○古驛路之此驛より西に折れ仁井田を経て安積郡の葦屋に至る夫より北行する一路を今も奥の横道と唱へ中世までの道路なりと云傳ふ

葦屋 驛馬十疋○磐瀨より凡四里

同國安積郡駒屋村(葦屋郷) 國道郡山町 西南二里

駒屋八幡と安積三十三郷の總鎮守神とて安積八幡宮とも申す郡内第一の古社として阿尺國造を祀れる御神と覺ゆ八幡大神と後合齋せしもの社地をヤハタといふ駒屋と葦屋驛家の轉訛にて驛の俗躰尺に従ふより駒と誤書せしなりウマヤと云ふを正しき近來駒屋八幡山口大谷諸村を合せて穂積村といふ山口は葦之口と呼ぶ地あり葦屋郷の遺稱なり○駒屋の北は大槻村あり額取山あり謂ゆる奥の横路に當る此所と陸奥舊國府及び安積軍團等ありし遺墟なり次の國府の條下に云ふを見よ

安達 驛馬十疋○葦屋より凡五里

同郡安達郡北杉田村(安達郷)

此村は郡山また長者宮等の名あり長者と虎丸長者と稱し其遺墟より享保中方寸の古銅印を掘出す其再模の印影より見れば驛家郷印の草跡文字と認むべし同所より礎石古瓦を出し又燒米も現在掘採すべし村老の傳は後三年の役は八幡太郎來りて宿營を求む長者肯とされを打燒は違ひしものと

○安積郡郡山町も同じく虎丸長者の趾とて古瓦燒米を出す一事兩處に傳へて彼此定め難しされども安積の郡山と郡山舊事考は文治中伊東氏大和の郡山より此地を賜り本領の名を移して郡山といふとあり虎丸長者の居館といふも伊東氏の事を混同して傳へし者と覺ゆこの郡山町と國道の要地にて今日と鐵道四通の衝に當れど古驛路とと東西二里許を隔ち居たり

岑越 驛馬十疋○安達より凡五里

同國信夫郡水原村(岑越郷)原書と湯日岑越と前後倒置

安達信夫の郡界は馬越山ありミネコシのネコシとなりメコシと轉し文字は馬越とかきしよりマガシとなりしなり村老の所傳は源平時代この處は野馬多く棲み日々山を越したる故に馬越と呼び妙見堂ありきと是れ文字は就きて後の口碑なり

岩代

安達郡の鹽澤より馬越山を超ゆれ水原村にて鎌倉山の西陰なり此處今日人家なきも山林中善左衛門屋敷長次郎屋敷等の名相並ぶと驛家の趾なり此地之鐵道の松川驛より西三里又北の一坂を越ゆれと信夫平野の西南隅にて鳥渡村より出づ亦奥の横道の名あり

○文治五年源將軍頼朝卿の奥の泰衡を追討せんとて出陣せるを遣へ信夫莊司基治と柳を石那坂に構へ壕を掘り遇隈川の水を其中懸入れ防禦の策を施せしが鎌倉勢馬越山を超え山嶺に白旗を樹て軍威を示し而して別軍を土湯の山谷より送り石那坂の側面を襲としむ基治支ふる能はず遂に敗軍してけり是を奥州征伐の第一戦とす其白旗を立てしと即ち鎌倉山にて福島市より三稜状の山頂を西南に望むべし石那坂と南來の敵を防かんとせし要害なれ須川の北岸に求むべし笹木野あたり其地ならんと覺ゆ○信夫の平野と遇隈川の水漚にて中世以後まで一大湖水なれ信夫浦信夫渡の稱あるなり古道と西の山腰を往來せしもの國道の松川宿より伏拜坂を下りて福島市に至る路と天正十九年の開鑿に係る然るに近來石那坂の標石を伏拜坂の西に建てたるを攻守の地勢全く適せざるなり

湯日

驛馬十疋○岑越より凡五里

同國同郡飯坂町(信夫郷)

福島市の西北二里

飯坂と湯日坂にて名高き温泉場なり後世信夫莊また湯莊とも云ひき貞觀五年十月陸奥國無位小結温泉神社授從五位下寛平九年九月湯日温泉神社授正五位下とあり社趾未詳○二荒山縁起といふ物語より

有宇中將云々けふ白川の關こえてあさかの沼の花かつみかつ見ぬ方と旅だちて三日と申すもいみじけなる人の家居ある處と着かせ給ふ門前の小家とやどかりてあるじの女房と如何なる人ぞとのたまひけれと朝日の長者どのとて陸奥に其名かくれましまさずと申けり湯日を誤りて陽日とかき其誤書と就きアサヒとよむ安積沼より飯坂に至る山路今程十三四里もあれば三日の行程よかなへり朝日長者と湯日長者を誤り傳へたるものされど湯日温泉神社と共に其趾と就きてと所傳なし

伊達

驛馬十疋○湯日より凡三里

同國伊達郡桑折町(伊達郷)

國道の宿次にて福島市北三里

桑折コヲリと呼ぶ即ち郡なり郡家の在りし地にして鐵道停車場あり

○伊達ダテと唱ふるを寛永以降の事にて以前之假名書イダテとあり桑折町の東ニ段崎といふ地あり伊達崎など書くと後世のしわざにて此地方にて總て土墳をダンと稱す壇の字音なり

○伊達關 國見山の麓にて關趾を伊達の大木戸と稱す

此關一名下紐關といふ下紐とを懷鼻禰フドシの事かゝる名目の何故に起りしを考ふるに上世に此地を内外の分界とし以北を蝦夷の住地と委す刈田郡の齋川村に將軍宮とて小祠あり村老の口碑に此邊すべて鬼滿國と稱して鬼人の住處とありき日本將軍其鬼人を退治せしかを神として祀る祠なりと此將軍とを舒明の御世なる上毛野形名なり其神體の甲冑きたる女人なるを形名の妻の武裝して蝦夷を追拂ひしといふ國史の記事は合ふ總て異類殊俗の犇猛なる族を鬼と呼ぶされを此關を出づる一步する時と人をも噉とんずる鬼人の境なるを今日の臺灣の生蕃に於けるが如し故に兵士の間より下紐かたくしめて進めなど語り合ひしより此名おこりしとぞ思える所謂緊禰一番者さるを歌枕の名所として戀歌の料とするも穴をかし

○東鑑卷九文治五年條下 八月七日二品頼朝着御于伊達郡阿津賀志山邊國見澤云々泰衡日來聞二品發向事於阿津賀志山築城國見宿與彼山之中俄構口五丈堀堀入逢隈河流以西木戸太郎國衡爲大將二萬騎軍兵

山内充滿八日金剛別當秀綱率敢千騎陣于阿津賀志山前二品先試遣島山小山等始箭合秀綱雖相防之大軍襲重攻責之間賊徒退散秀綱馳歸于大木戸告合戰敗北之由於國衡以彌計略

此文を通檢するに頼朝の着陣之山邊とあり秀綱の出陣之山前とあり國見山之郡の西北に突起せる孤山なり阿津賀志山之北にて伊達刈田の郡界を限れる分水嶺なり兩山の間は貝田の低地ありて連續せず風呂澤とて溪流あり五丈堀といふに此處にて其溪口を塞きて水を湛えたるを逢隈川を堰入れしと見たるなり國見澤國見宿と同地にて國見山の南に在りされを此戰に國見山を中を阻て對陣し山麓の大木戸にて箭合せしなり秀綱敗北して馳歸于大木戸とあるに大木戸より馳せて阿津賀志山の本陣に歸りしなり歸子をヨリカヘルと讀む是れ漢文法の一例なり東鑑の文を地理に就き讀まされを文意齟齬す故にかくと述ぶるなり

篤借 驛馬十疋○伊達より凡五里

磐城國刈田郡中目村(篤借郷)白石町南一里

篤借と即ち河津賀志にて熟借厚樫など共借字北海道の厚岸も同じ蝦夷語なりと覺ゆ

驛趾未詳なれど此村は藤原泰衡結城朝光等の舊城趾あり又中目氏とて土豪の居住もありしかを此地は定む上よいふ齋川村の北に當れり坂谷森合諸邑と合して近來太平村となる

柴田

驛馬十疋○篤借より凡六里大河原町北一里

陸前國柴田郡舟迫村(柴田郷)

立石長者の遺墟あり又文治の役は頼朝卿此地に逗留して而して後多賀國府に入りしなり○西北の葉場村と憚關の趾にて小野驛の通路に係れり此關之實方中將の歌詞に見ゆれを古き關塞なり

小野

驛馬十疋○柴田より凡五里

同國同郡小野宿(小野郷)

川崎村の北同村に入る

奥羽兩路の分岐地なれを以下馬數半減となるなり○仙臺より山形へ來往する通路に係る陸羽の界と謂ゆる笹谷峠なり

名取

驛馬五疋○小野より凡六里

同國名取郡郡山村(名取郷)

和銅六年十二月新置陸奥國丹取郡その後名取と改む郡山と郡家の地なり近來長町根岸等相合して茂崎村といふ廣瀬川を隔て、仙臺市に連る○南四里に玉前驛あり海道別路を見よ

陸奥國府

宮城郡

上五十日 下廿五日 多賀城村仙臺市の東北四里

當國當初の國衙を安積郡大槻村に置く養老二年陸奥を

割きて石城郡六石背郡五兩國を建つ是は於て陸奥の國治を

北に進め名取郡高館村に移さる但軍政を以て所部は臨

めむ陸奥鎮所と稱す○神龜元年多賀城を置き鎮所を其

城に移してより名取の廳を全く國司の政所となる天平

寶字二年陸奥守朝獵鎮守將軍を兼ね多賀城駐在して國

務を聽く故は様目諸員も次第は名取より移る養老より四十年

其後二十餘年寶龜伊治皆麻呂の亂は此城を兵火は罹る

延暦元年國守大伴家持來り多賀伊治兩城を修復し尋て多賀を國府とし伊治を鎮府とす軍政民政其廳所を異せしより多賀國府の稱あり坂上田村麻呂の陸奥守に任ずるに及ひ同十七年六月國司の員を定められ陸奥國府始て定る

按察使一人 守介大小椽大目各一人 少目二人 博士醫師各一人 史生五人 僣仗按察使三人 國守二人

按察使と國郡官人の非違を糾彈する職なれど國守の兼ねるを例とす弘仁三年其職重く其階輕しとて四位の官に陞せられぬ○此定員より國守にて鎮守將軍を兼ねるもあり又兼ねざるも多し後に其名のみにて赴任せず在廳官として常住の吏をして賦税を掌らしめたり鎌倉幕府に至り執權義時が陸奥守を受領せしより北條一族ならでと其稱を襲く能はずされど國務の沙汰と建久中伊澤家景を留守職として其任に當らしめ子孫世襲竟に留守氏を稱すると太宰の少貳氏と同じ多賀國府と延暦より南北朝の初に至る五百七十年間此城内に存置してありしが正平中の戦亂に竟に廢墟となつてけり○城趾の處を市川

村と云ひき播磨下總など國府の地は市川あり此處も亦同例なり

○葛城王遣于陸奥國之時國司祗承綏意王意不悅雖設飲饌不肯宴樂於是有前采女左手捧觴右手擊王膝而詠歌云安積香山影副所見山井之淺心乎吾念莫國乃王意解樂飲終日と萬葉集一六に見ゆ是れ國衙の安積郡にありし一證なり大槻村郡山町西一里半附近と古墳多く勾玉金銀等出づるも亦少からず是れ大槻村と古府の址なる一證なり安積山と額取山にて郡の西北に特立す大槻村の北一里あり此邊一帶の高原なれを明かす其山影を見るべく歌詞にも適ふ是れ亦一證なり此村と古驛路かの奥の横道に當り葦屋驛の北につゞき前九後三の軍人通行の故事を傳ふ安積軍團も此地にありしなり後の事ながら文治中より此郡の領主なる伊東氏と大槻館に居住す其形勢の地なるを推せば古府故國共此村に在りしを證すべきなり

○名取國府と名取川の南岸なる高館(吉田村)にて館趾あり高館もと國府館コフタテの轉なりと覺ゆ後世に羽黒城と云ふ那智權現社あり養老三年の勸請と傳ふ城背と運岡を負ひ東北と河水を環らし其外と名取宮城の平野より外洋を一望すべし又北方より此城を望む時と其要害の屹然として北來の殊俗を防く形勢を認むるなり名取軍團も此地にて國府移轉の後と軍營の專用となる村人と羽黒城を藤原秀衡の所築また源賴朝の所營と説くも軍營ありし一證なり

○武隈館と名取國府と全く別所よて建置の起因も亦異れり阿武隈川の流末と汎濫して今の名取廣稻と呼ぶ水田之大率沮洳の地なり且年々洪水の害あれを安福麻川神社を齋き國司と歳時奉幣して其害なからん事を祈る社と河南の曰理郡田澤よませり河幅廣く水流早けれを渉るゝ艱めりとして遙拜所を北岸よ構へ祭典を修む此祭壇こそ武隈館なれ其館名と承和中國守小野篁の命題する所よて阿武隈の阿を省き武隈館とせしと漢學崇信の時代よ在れを雅號佳字を擇ひ支那めかしたるなり赤間關の臨海樓敦賀津の霽景樓はた融大臣の栖霞觀嵯峨惟喬親王の波瀲院諸村など當時の風尚を見るべし其後歌枕の料となり文字よ就きタケクマと訓み延喜中國守藤原元善が二株の松を植る武隈の松と名つけしと是也館趾と岩沼町鶴崎といふ傳説ぞよけん水を隔て、田澤と相向へをなり竹駒神社と同町稻荷崎鎮座よて社傳よ篁卿の伏見より分靈せられし御神と云ふコマクマ音通のみ又長徳中國守實方中將の笠島よて落馬絶命せしと云ふも此館よりの歸途として路次よく適へり此路と今もアヅマ海道と呼び國道より西の山根を通ずるもの東平王墓中將墳など路旁あり其北端ぞ高館村なる

國分寺

同郡木下町仙臺市本堂僧房及ひ尼寺並ひ存す

宮城野の中よて樹木生ひ茂れむ木下と呼ぶ

寺之寛永中伊達侯再建

貞觀十五年陸奥國言倭夷滿境動事叛逆望請奉造五大菩薩像安置國分寺蕭豎夷之野心安吏民之怖意十二月許之○國分寺の事と山城國條下よ云ひしが如しされど陸奥と邊境といひ國府も未定よてあれを天平當時と造寺の沙汰よ及とす朝獵在任のをり多賀城修造と同時に建立せられしと覺ゆ寺の位置と名取多賀兩府の中間よありて名取よ近し且其屋瓦の存在するもの彼此全く同製なるをも想ふべし

總社 同郡市川村鹽釜路の左側よ鎮座此處ぞ多賀城の

東門の外よ當れり 近來多賀城村となる

後世鹽釜神社の末社となり奏者宮と稱す奏者と誤書せしより鹽釜參詣の徒まづ此神を拜し其奏可を得て本社よ詣づべしと云ひ初めたり

○多賀城 即ち多賀國府所在地よて城趾現存

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝獵修造也天平寶字六年十二月一日

右文と多賀城門碑に記する所なり。而して神龜元年紀よと三月陸奥國言海道蝦夷反。殺大椽佐伯兒麻呂。四月以式部卿藤原宇合爲大將軍。高橋安麻呂爲副將軍。爲征海道蝦夷也。又使坂東九國軍三萬人。試練軍陣。運帛純綿布於陸奥鎮所とあり。

海道とと桃生牡鹿等東海沿邊の地を指して云ふなり。多賀城と此叛夷の變に遭ひ防禦の要所として置かれしもの其後五十七年を歴て伊治皆麻呂の亂に賊の來襲を受け支ふる能はず。賊兵入り府庫の物を掠め去り火を放ち兵器糧食を焼き盡せり。是れ寶龜十一年三月よて間一年大伴家持來りて營造其舊を復し多賀國府となりしと上云ふか如し。されど弘仁中猶兵士五百人を置き承和六年四月陸奥守良岑木連鎮守將軍匝瑳末守等言多賀城爲膽澤後授不益兵數何以救急とあり。多賀鎮兵を一千人とせり。

○延曆四年四月鎮守將軍兼陸奥守大伴家持言。名取以南十四郡去寮懸遠。屬有徵發。不會機急。由是權置多賀階上二郡。募集百姓。足人兵於國府。設防禦於東西。誠是預備不虞。推鋒萬里者也。但未任統領之人。百姓無所係心。望請建爲眞郡。備置官員。然則民知統攝所歸。賊絕窺竄之望。許之。多賀郡と城下の村邑なれど階上郡と何處と指定すべき地なし。多賀城と海道の蝦夷は備ふるためよて其正門の東よ向ひあるをも證すべし。されど今日の地勢を以て見る時は東北共よ海水よて限られ夷賊の來襲ありとも思われず。想ふよ

松島灣と總て陸地よて高城野蒜よ亘り是れぞ階上郡なると覺ゆ。桃生牡鹿の蝦夷と此路より南進せしなり。其陥落して海灣となりし地變と貞觀十一年五月廿六日陸奥國地大震。或屋仆壓死。或地裂埋殮。城郭倉庫。門櫓墻壁。顛覆不知其數。海口哮吼。聲似雷霆。驚濤湧潮。忽至城下。數十里不辨其涯。淡原野道路。總爲滄溟。乘船不遑。登山難及。溺死千許。資產苗稼。殆無子遺とある是なり。濱名湖の崩壞また象潟の埋没等地形上の變態と古今其例多し。○多賀城門碑と城の正門よ建てしもの題額の西の字と碑面東向よて其反位を示したるなり。此碑永年所在を失ひしが萬治中土中より發掘して城趾の南よ立てたり。碑と五方の里程を刻し而して上の天平寶字の文を記せり。其里程と去京一千五百里。去下野國界二百七十四里。共よ今程よ照して大差なし。○去常陸國界四百十二里。と白河郡依上郷の深く下野常陸の間よ出てたれを其南端までを量らむ。今程二十里よも及ぶべし。依上郷今と保内と稱し常陸よ入る。○去蝦夷國界百二十里と海道桃生柵山道玉造寨を經界とす。○養老四年紀遣使觀靺鞨風俗とあり。是年と靺鞨武王の仁安元年なり。其父高王の時よ唐朝より勃海郡王の封爵ありしが武王と唐と怨を構へて其爵號を止め聘禮を我國よ修めて援助を求む。神龜四年なり。第三世文王よ至り復唐より冊封を受け勃海國王と稱す。其年と此建碑の天平寶字六年よ當れり。去靺鞨國界三千里と當時の實を刻したるもの國史よと養老紀の他總て勃海とのみあり。

鞆鞆の號と一切史官は追改せられたれを此碑を以て是正すべし其國界と今之浦潮港あたりとすべし

栖屋

驛馬五疋〇名取より凡五里
多賀より一里半

同國同郡菅谷村(栖屋郷)松島路利府村の西南今と同村は入る

黒川

驛馬五疋〇栖屋より凡四里

同國黒川郡下草村(驛家郷)吉岡町

村人之黒川町と唱ふ今の國道仙臺市より吉岡町は通ずると元和二年開通せしもの多賀國府より玉造への古道と此黒川町を通行せしなり近來四近を合せて鶴巢村となる

色麻

驛馬五疋〇黒川より凡四里

同國賀美郡四竈村(色麻郷)中新田町

色麻と一郡の地なれど夙くより賀美郡に併せられ村名のみ存す近來十餘村を合せて更なる色麻村を建つ

天平九年鎮守將軍大野東人請開直路征雄勝蝦夷朝廷遣參議持節大使

藤原麻呂督其事三月東人等率兵六千人發色麻柵即日に出羽大室寨伐樹填澗雖山野嶮岨人馬往還無大艱難此直路と今の銀山越よて同十四年置陸奥國嶺基驛とあると此山中なれど其趾を求むべからず國境の嶺下は輕井澤あり出羽路の條下を見よ

玉造

驛馬五疋〇色麻より凡四里

同國玉造郡岩出山町(玉造郷)古川町西北五里半

〇玉造城 神龜五年四月玉作軍團を置く陸奥六軍團の一

寶龜十一年十月勅征東大使藤原小黒麻呂曰若以今月不入賊地宜居多賀玉造等城能加防禦兼練戰術弘仁六年八月玉造寨に兵士百人健士二百人を置き交代番上せしむとあり城趾と岩出山館よて岩手澤とも云ひき

長岡

驛馬五疋〇玉造より凡四里

同國栗原郡長岡村(長岡郷)原伏今補

長岡も亦一郡の地なれども後世栗原遠田二郡に分割僅に村名を存す寶龜十一年二月陸奥國言賊入長岡燒百姓家云々延曆十五年十一月

又言伊治城玉造寨相去三十五里中間置驛以備機急これ長岡驛なり卅五里今程六里許て此地より伊治玉造各三里なり延喜式不載今補驛路と岩出山より北行して栗原に到るを直路とす長岡へ出づると東に迂回するなり其故を考ふるに蝦夷の住地と海山兩道に分る征夷の軍略も二手に分ち海道と牡鹿柵(石卷)より桃生柵(柳津)と進め山道と色麻玉造二柵より北に進みて伊治城を建つ海山兩道の聯絡として中間に中山柵を置く長岡驛之三方便宜のため特置かれしものと覺ゆ○長岡之國道高清水町の南一里にて北に長者原あり驛家の墟とす○延曆二十三年正月運坂東六國糯米於小田郡中山柵爲征蝦夷也これ小田軍圍の地なり籠岳の北陰にて迫川の岸に存す今と登米郡中津山と云ふ○又是年十一月栗原郡新置三驛とあれど其名を擧げず亦同じく海山兩道相互のため置郵傳命の要たるを推して知るべし

○伊治城

同郡城生野村にて城趾僅存近來富野村と稱す

神護景雲元年十月勅見陸奥國所奏即知伊治城作了自始至畢不滿三旬朕甚嘉焉銜綸遂命工夫早成非但築城制外誠可若不褒進何勸後徒宜加酬賞式慰匪躬十一月置栗原郡本是伊治郡也同三年二月勅陸奥國桃生伊治兩城營造已畢其土沃壤其毛豐饒宜令坂東八國百姓有情好農桑就彼地利者則任願移徙隨便安置 六月俘宕百姓二千五百餘人置伊治城

寶龜十一年三月郡領伊治皆麻呂唱誘俘軍殺按察使紀廣純於伊治城陸奥介大伴眞綱開圍一角而獲退多賀城此時多賀城も亦賊焚に罹る(見上)延曆十五年十一月伊治城玉造寨相去三十五里中間一驛以備機急(亦見)是月發相模武藏上總常陸上野下野出羽越後等國民九千人遷置伊治城伊治之蝦夷語その地ありて而して城寨を築き伊治城と名づけしなり是よりさき伊治も多賀階上の例の如く權置の郡にて伊治郡と云ひしを此時改めて眞郡とし伊治をコレハルと訓讀し好字を採て栗原郡と命せしと覺ゆ其沃土なるを以て更に柵戸として二千五百の百姓を城内に置く是れ屯田兵の制なり軍防令に凡東北縁邊諸郡人居皆安置城堡内其營田之所唯置莊舍至農時出就莊田收斂訖還城堡とあり續紀に本是伊治城也また浮岩百姓云々置伊治村とあり是れ城と村とを誤書せしと思へん城を郡と改め村を城と改めて引きつ伊治城と多賀城より四十餘年後の築造にて其年間は夷賊を平け境を北に進めたれを史に明文なきも鎮所と伊治城に移されしと覺ゆ按察使陸奥守兼鎮守將軍紀廣純の此城に居りしを以て知るべし○皆麻呂の亂一旦賊の陥る所となりたれど兵火よと逢えざるが如し鎮守將軍大伴家持の多賀階上を眞郡とせし當時の形情を以て推す時と其後鎮所と全く此城に定められしと思ゆる玉造との間は一驛を置き九千人の柵戸をめされしも鎮所としての防備なり膽澤城に鎮守府を定め

られて竟る廢城なりしなり
一追川二追川會流する岸上の高地を城趾とす北を前門とし南を後門とし猶其遺構を見るべし國道之築館町の北一里にして此城趾の地を通行するなり又東方より伊豆沼あり其西半を開墾されて水田となるも伊豆野と呼ぶ伊豆之伊治の轉訛なり

栗原

驛馬五疋○長岡より凡五里
玉造より凡六里

同國同郡栗原村(栗原郷)

村南黒瀬より長者屋敷として驛趾あり北より栗原寺あり伊治城趾の西より互り栗原八幡櫻田菱沼等を合せて尾松村と稱す八幡より營岡八幡宮あり陸奥話説よ

○康平五年出羽山北俘囚主清原真人光頼舍弟武則等以秋七月率子弟万余人兵越來於陸奥將軍頼義朝臣大喜率三千餘人發國府八月九日到栗原郡營岡邂逅相遇悲喜交至武則誓言臣既應將軍命志在立節八幡三所照臣中丹云々昔田村鷹將軍征蝦夷之日於此所支整軍士自其以來號曰營岡聖跡猶存也とあり此地より岩崎町を歴て磐井郡に至る其中間を陸前陸中の國界とす市野原之文治の役より泰衡か守兵を置きし所よて即ち古來の驛路なり

磐井

驛馬五疋○栗原より凡五里

陸中國西磐井郡赤荻村(驛家郷)

一關町 西一里

前九年の役より頼義將軍が營岡より進み磐井郡赤荻馬場に至るとあると此村なり馬場と之驛家の事よて田畦より柳町櫻町松町等の名を存せり村人と驛舎のありし所と云傳ふ近來山目村より屬す山目之國道より當り一關の北より連る

○覺鼈城

磐井驛家の北カツバ館と呼ぶもの是也

中條館とも

(寶龜十一年二月陸奥國言去正月賊入長岡燒百姓家官軍追討彼此相殺請三月中旬發兵討賊并造覺鼈城置兵鎮戒又言欲取船路伐撥遺賊此年甚寒其河已凍不得通船今賊來犯不已故先可塞其寇道云々因造覺鼈城勅曰海道漸遠來犯無便山賊居近伺隙來犯遂不伐撥其勢更强宜造覺鼈城得得膽澤之地兩國之息無大於斯
是年三月廿二日伊治皆麻呂叛きて將軍廣純を殺され伊治城之守らす覺鼈城の築造その前にあらざれば月日かなはず伊治さへ三旬にして築城してければ此城尙短日月なるべしカツバ館之地勢高からず山上僅より方二三十間の趾を存するのみ北上川の船路より兵を送らんとするよ北狄の來犯を牽掣せしめんがため屯兵所として築きしよ過ぎず

且實行とせざりし者と覺ゆ此城古來其趾を知るなし故よかく記しつ
本書と延喜式(兵部)所載驛家の趾を尋ね古昔道路の通する所を知らん
とする者なれど古奥州之郷國の事とて多年踏査もしてけれど多賀膽
澤兩城の外尙數箇の城塞をも記入してけり前後の書體と稍異なるを
怪む勿れ

白鳥 驛馬五疋○磐井より凡四里

同國膽澤郡白鳥村(白鳥郷)前澤町の南よて
今と同町よ入る

陸奥話説は將軍頼義欲攻衣川關云々七日破關到膽澤郡白鳥村。後三
年軍記よと清衡家衛悅をなし勢を興して眞衡が館へ襲ひ行く路よて
伊澤の郡白鳥の村の在家四百餘家をかつゝ燒き拂ふなど見ゆ
膽澤 驛馬五疋○白鳥より凡五里

同國同郡上葉場村(驛家郷)水澤町
北一里

葉場ハハ馬場よて即驛家なり掃部長者よて驛長の遺墟あり土中より
燒米を出す村人之長者の米倉なりと云傳ふ

鎮守府 同郡宇佐村これ膽澤城なり 宇佐葉場等合して
近來佐倉河村とす

府趾と膽澤川の北上川よ落合ぶ南岸上よして方八町と呼べり鎮守府
八幡宮鎮座す内外郭の壕塹土壁など猶田畝の間よ散在して其遺構を
見るべし國道鐵道共よ此橋内よ通するなり

延暦二十年九月征夷大將軍兼陸奥守坂上田村麻呂奏言討平夷賊。明
年正月使田村麻呂築膽澤城勅曰官軍薄伐關地曠遠宜發東國浪人四千
人以配膽澤城。

陸奥鎮所と曩よ多賀城より伊治城よ移し此時より又膽澤城よ移れり
弘仁元年按察使藤原緒嗣言國以民爲本民以食爲本今鎮兵三千八百人
費糧每年五十餘萬束往年有征伐仰其食於坂東請自今定令坂東官稻充
陸奥公廩陸奥公廩留貯官庫所以便于公私也 又言國司鎮守各差之以
公廩其春米四千餘斛雇人運之云々今令刈田以北近郡稻支軍糧信夫以
南遠郡稻充公廩計其行程於國府二三百里於城柵七八百里事力已病不
耐春運請給春運功許之。

同三年四月定鎮守府官員(類聚三代格)

將軍一人 軍監一人 軍曹二人 倭仗二人

陰陽師醫師弩師各一人 鎮兵五百人

凡鎮守府官人不得任陸奥國人(延喜式)

同六年八月鎮兵を停め兵士四百人健士三百人を置く兵士之六十日番
上健士之九十日交代共よ近郡の壯丁よて鎮兵之他國より徵募せる者

陸 中

即永成の屯田兵なり
 承和元年七月賜鎮守府印一面無用國印同十年に至り刈田郡以北稻を
 鎮守府の糧食に充てらるゝ制となる
 和銅中征夷の大軍を興されしより弘仁に至る一百年地を開く五六
 里此時始て鎮守府を定置の處とす爾後數回の叛亂あれど將軍毎に討
 伐の功を奏したり
 鎮守府將軍と京官より出で、邊要の重任に當りしが天慶亂後之土家
 を擧げて任命する一例を開く平太貞盛藤太秀郷相繼ぎて鎮守府將軍
 となる貞盛は從父從姪總て五人此職を襲く秀郷も子孫七人及べり
 源經基と京官よて將軍に任し子滿仲滿政孫賴信曾孫賴義立孫義家並
 出でて方面の任を受く前九年の役出羽の清原武則功あれを又土豪を
 以て賴義の後を承く其子姪相聞く及び寛治元年義家之を平く後三
 年の戰これなり此役は藤原清衡また功ありしかど清原氏の如き後思
 を慮り且國人を任せざる定制もあれを陸奥押領使を授けて鎮守府將
 軍とせられざりき同五年清衡新に居館を磐井郡平泉に構へ國務を
 進退してけれを國人と御館と稱したり是は於て膽澤城と自から廢止
 となるの已むを得ざるに至れり延暦築城より凡三百年及べり
 膽澤城瓦と世に存せざるか如し寒氣のため屋瓦を用ゐる能とざりし
 と思はる

玉海九條兼實公日記嘉應二年五月條下は奥州夷狄秀平任鎮守府將軍
 亂世之基也とあり秀衡と清衡の孫よて嘉應と寛治より八十年の後そ
 の鎮守府將軍と名のみよて膽澤城再興せしよとあらず東鑑文治五年
 九月頼朝奥州下向の條よ於伊澤郡鎮守府令奉幣八幡宮是田村將軍爲
 征東夷下向時所奉勸請之靈廟也とあれど城樓府舎の狀を云とす其後
 三年征夷將軍府を建つるに至り鎮守府と名も亦停めらる○建武二年
 北畠顯家卿また鎮守府大將軍を拜せしも一の職名よ過さず

盤鷲

驛馬五疋○膽澤より凡六里

同國神貫郡花卷町

國道の宿次よて鐵道停車場あり
盛岡市より南九里

延暦二十三年五月陸奥國言斯波城與膽澤郡相去六十二里山谷峻岨往
 還多艱不置郵驛恐闕機急請准小路例置一驛許之○延喜式は膽澤磐基
 と次第す磐基と盤鷲の草跡より誤寫せしもの地名よと訓覓クルベキ
 夷瀦イヌミなど異様の文字を用ゐたり○原書一百六十二里とあれど
 今程を量りて一百の二字と衍として省く

○志波城

同國紫波郡郡山町 志波紫波斯波子波共同

延暦八年六月征東大將軍紀古佐美奏膽澤之地賊奴與區方今大軍征討
 剪除村邑子波和我僻在深奥遠欲薄伐糧運有艱其從玉造至子波地往還

二十四日程也。河陸兩道。輻重一度。所運。糶六千二百十五斛。征軍二万七千人。糶僅支十一日。臣等商量。久屯賊地。運糶百里之外。非良策也。二十二年二月。令越後國米鹽各三十斛。送造志波城所。三月。造志波城使坂上田村麻呂辭見。

志波の地。城つかんとする。久しき計畫なりしが。膽澤築城の明年。其造置を遂げられ。城山又聯絡のため。中間一驛をも置かれし。上の如し。其後八年。また徳丹城を築かれ。鎮所を移されしか。此地と志波の郡家となり。郡山と稱せしが。近來合邑して。日詰町と稱し。鐵道驛あり。

○徳丹城 同郡徳田村

弘仁二年閏十二月。征夷將軍文室綿麻呂奏。今官軍一舉。寇賊無遺。須悉廢鎮兵。永安百姓。而城柵等所。納器仗軍糧。其數不少。迄于遷納。不可廢。衛伏望置一千人。充其守衛。又志波城。近于河濱。屢被水害。須去其處。遷立便地。伏望置二千人。暫充守衛。遷其城。訖則留千人。永爲鎮戍。自餘悉從解却。又自寶龜五年。至于當年。總三十八歲。邊寇屢動。警戒無絕。丁壯老弱。或疲於征戍。或倦於轉運。百姓窮弊。未得休息。伏望給復四年。殊休疲弊。並許之。同五年十一月。陸奥國言。膽澤徳丹二城。遠去國府。孤居塞表。城下俘狄。野心難測。至於非常。不可不備。伏望豫備糶鹽。收置兩城者。許之。されど明年八月。に至り。徳丹城鎮兵五百人を停むるの官符あれを志波

城を通じて。十又三年終。廢城となつてけり。

徳田と南北兩村。分れ其南。徳田の南。古館村あり。村。陣岡といふ小丘あり。日詰町の西。當る頼義義家。頼朝三將軍の陣營と傳ふ。是れ徳丹城の墟なりと。覺ゆ。志波城。被水害。遷立便地とある。よも當れり。

中路 東海道○京都より常陸國府に至る

京都 三出

七道の分布と大和の京の時より在り故に東海道と伊賀伊勢と順次せり山城の京となり伊賀を歴ると迂回して山道の近江を過り伊勢より出づ

勢多 驛馬三十疋○京都より凡五里

近江國栗本郡瀬田村(勢多郷)既出

東北二里より追分村草津東南是れ海道山道の岐路なり兩路より分るれを次驛より馬數より増減あるなり

岡田 驛馬二十疋○勢多より凡六里

同國甲賀郡夏見村(夏身郷)

驛趾未詳なれど前後驛の里程と地形とを計りて此地と定む國道より沿ひ今と東隣の三雲村より合す三雲と倭姫世記の日雲宮の地なり

甲賀 驛馬二十疋○岡田より凡五里

同國同郡市場村水口町東二里

是亦驛趾未詳なれど市場の驛家の下よりあると諸國其例多し北より頓宮村あり甲賀頓官の墟として此名あり今と合同して大野村となる

○鈴鹿關 三關の一にて天智帝創置桓武帝廢止

天智帝の遊賀大津宮より皇居を遷されし時より當り近江國四境の固めとして逢坂鈴鹿不破愛發の四處より關門を置かれし者と覺ゆ○天武紀より天皇是日發途入東國事急不待期而行越大山至伊勢鈴鹿愛國司等參遇則發軍塞鈴鹿山道到三重郡家是夜鈴鹿關司遣使奏言云々とありこの關司と山道塞きし軍とと思はれず其前よりありし官人なるべし故より天智の創置と申すなり○桓武帝一旦廢されしかど其再置ありしと既より山道の逢坂不破兩關の條より云ひつ○關趾と東海道五十三次の一なる關宿ぞ其地なる此地と伊賀越と近江路と分岐して北より折るれを近江境の鈴鹿峠なり西より入れを加太越として伊賀より通す

鈴鹿 驛馬二十疋○甲賀より凡五里

伊勢國鈴鹿郡古厩村(驛家郷)

鈴鹿川を夾みて關町の南より在り今と同町より入る○驛路と川南より亘り國道の北岸よりあると異なり此驛より參宮路を分てを馬數増減あり

伊勢國府

鈴鹿郡上四日國府村 國道庄野宿南一里

國分寺

河曲郡國分寺村小寺あり常慶山と號す國府東北二里尼寺と飯高郡伊勢寺村とぞ南八里許

總社

國府村鎮座三宅神社

東鑑卷六文治二年五月神社佛寺興行事二品賴朝日比思食立由且於東海道者仰守護人等被註其國總社并國分寺破壞及尼寺顛倒事等是重被經奏聞隨事體爲被加修造也とあり

河曲

驛馬十疋○鈴鹿より凡五里

同國河曲郡神戶町驛家郷

河曲奄藝合并されて河藝郡十日市場を驛趾とす

朝明

驛馬十疋○河曲より凡四里

同國朝明郡富田村

朝明郡全く三重郡よ入る富田と東西兩村に分る

驛趾未詳なれど富田松原よ朝明行宮の趾あり天平中行幸ありし處なれど此地と定む其北を流る朝明川之天武帝の伊勢大御神を拜ませ給ひし迹太川なり○延曆二十四年十一月伊豆椋山田豐濱率使入京至

伊勢國榎撫朝明二驛之間就村求湯更復飲酒其後嘔吐至伊賀國界從者死至京豐濱亦死情知毒酒遣使勘之無得と見ゆ

榎撫

驛馬十疋○朝明より凡五里

同國桑名郡香取村桑名町北三里

弘仁三年五月伊勢國言傳馬之設唯送新任之司自外無所乘用今自桑名郡榎撫驛達尾張國既水路而徒置傳馬久成民勞伏請一從停止永息煩勞許之この驛より尾張の津島へと舟路よて來往するなり○和銅二年鹿島香取二神靈を春日山よ遷しまゐらせし時津島より着津あらせ給ひし處なれど香取と云ふなり多度山下よて日本武尊の御劍かけられし尾津も此處なり○榎撫エナツ之江の津なり

馬津

驛馬十疋○榎撫より舟路凡三里

尾張國海東郡津島町志摩郷

永祚元年尾張國解文依無馬津渡船以所部小船并津邊人令渡煩事云々只津邊可置渡船等也海道第一之難處官使上下留連所也また赤染家集よも尾張の馬津といふ所よとまるとあり津島と馬津島の上略なり

津島社記に欽明御宇鎮座弘仁中社殿造營天曆勅使長德奉幣など記し
たれど國史よと津島神社見えず東鑑に至り文治四年二月の條尾張
國津島社板垣冠者不辨所當之由事とあれば又其舊社なる論なし

尾張國府

中島郡上七日國府宮村松下村は國術國學の墟あり○
名古屋市北三里半近來稻澤村

國分寺

同郡國分村國府西南一里矢合は寺趾あり其西
法華寺村の國鎮寺と尼寺の遺構

元慶八年勅以願興寺爲國分光明寺と舊寺火災などありしよや延喜中
空也上人尾州國分寺よて剃髮と傳ふ此寺なるべし

總社 大國靈神社を總社大明神と申す國府宮鎮座

仁壽三年六月列官社○嘉祿元年六月の國宣よ一國の總社府中勸請の
敬神とありて修理料田十二町を充て行れたり

新溝

驛馬十疋○馬津より凡五里○美濃國墨俣より凡五里

同國丹羽郡岩倉村 國府宮東北一里半

新溝御厨新溝天神及び新溝證法寺等この村ありて岩倉と後世の改
稱なりと云ふ○此郡と國の北境よて木曾川を夾み美濃國と相對せり

故に驛の位置より云へ北よ寄るが如くなれど畢竟美濃路を承るが
ための驛家よて海道の驛次と馬津より直よ草津兩村と通するなり

草津

驛馬十疋○馬津より凡三里
新溝より凡三里

同國海東郡萱津村(津積郷)原伏今補

○往昔と庄内川の海口よて海山兩路を承けし驛家なりき(上中下三村)

承和二年六月官符 尾張國草津渡三艘元一艘今加二艘

此官符と山道墨俣驛の條下よも云ひしが墨俣草津飽海矢作大井阿倍
石瀬住田太日の九河は渡船の數を増加せられしもの其文よ曰く
如聞伴等河東海東山兩道之要路也或渡船少數或橋梁不備因茲貢調擔
夫等來集河邊累日經旬不得渡達彼此相爭身命被害官物流失宜下知諸
國依件令修造渡船者以正稅買備之一作之後相續修理不得令損失
九河の中は草津のみ渡とあり此驛と海口よて馬津と同じく舟行もて
來往せしもの彼岸と名古屋の古渡なるべし此海上と愛智瀧よぞある
延喜式よ無きと馬津草津とありし其一を寫脱せしなり上萱津は高富
長者の墟あり下萱津は眞名長者の跡あり共は驛長の遺趾なり又郷名
津積と堤ツ、ミよて萱津と萱堤の略なりと覺ゆ

兩村

驛馬十疋○草津より凡五里

同國愛智郡沓掛村(山田郡驛家郷)

山田郡兩村郷天正中郡名廢れ愛智春部二郡に分屬す

村北に兩村山あり山上に大同中の石佛安置山下猶故驛路を通せり其東を流る、境川を尾張參河の國界とす

鷺捕

驛馬十疋○兩村より凡五里

參河國碧海郡柿崎村(鷺取郷)

鳥取とあると誤書

和志取神社ませば此村を驛趾とす近來矢作町に入る矢矧橋西北一里○承和官符 矢作河四艘元二艘今加二艘

山綱

驛馬十疋○鷺取より凡五里

同國額田郡山綱村(驛家郷)

國道藤川宿の東南近來山中村に入る

參河國府

寶飫郡

上十一日

國府町

豐橋市西北二里御油町と相接す

國分寺

額田郡山中村法藏寺

當國の國分寺之所傳絶ゆ二村山法藏寺之舊稱を國豐院といひ行基僧正の開基よて法相宗なりしが南北朝の末廢墟再造して淨土宗に改むと傳ふ此山中の地之歌枕の名所なる宮路山よして額寶の兩郡界なり國府の西南二里よあれを國分寺の遺跡として今此寺を定む又碧海郡北野村に國分寺の墟とて廢瓦を出せり尼寺なるべし矢作町北

總社 白鳥大明神

國府町鎮座

上下兩宮あり○上宮を總社とす其地を白鳥と云ふ

渡津

驛馬十疋○山綱より凡四里

同國寶飫郡宿村(度津郷)

近來小坂井村となる豊橋市の西北一里

○承和官符 飽海河四艘元二艘今加二艘 飽海河之今の豊川なり河道の變轉よて東南を流るれども往古之此渡津ぞ此河の渡船場なる北又一里許豊川町に古宿とてあるも同じく飽海川の渡場なり濱名湖口の通塞よて海濱と山中と兩驛路を通ずれを渡場も亦兩所あるなり其山路と本坂越と稱し國界なり猶次條を見よ

猪鼻

驛馬十疋○渡津より凡六里

遠江國濱名郡濱名村(驛家郷)

濱名の湖水その正稱と遠淡海トホツアフミよて國名とす國名二字の制となりて遠江と改む近江國と對してなり○湖口は猪鼻湖神社あり一道の水路ありて外海と通ず其處は濱名橋を架く橋西の村落を猪鼻驛家とす近江の勢多驛と同じく橋本村と呼ぶ今之新居町と總稱す承和十年十月遠江國濱名郡猪鼻驛家廢來稍久今依國司言遣使檢其利害更令興復○先是遠江國言角避比古神社臨大湖湖水所溉舉土賴利湖有一口開塞無常湖口塞則民被水害湖口開則民致豐稔或開或塞神實爲之請加崇典爲民祈利嘉祥三年八月詔以角避比古神列官社元慶八年九月遠江國言濱名橋長五十六丈廣二丈三尺高一丈六尺貞觀四年修造歷二十餘年既以破壞勅給彼國正稅一萬二千六百四十束改造此湖口之四百餘年前地震のため崩壞し兩岸相距る一里海潮出入す今切と呼ぶ明應八年六月の事よて社も橋も皆流失してけり

柘築

同國敷智郡都築村 近來濱名郡となる

承和九年七月但馬權守橘逸勢罪ありて伊豆國に配流せらる其護送せられて遠江國板築驛に至り病を獲て逆旅に終り便驛家の下よ葬ると文德實錄(卷一)に見ゆ本書は板築驛とあると柘と板と草體よりの誤寫九年之猪鼻驛再造の前年なれは湖北の本坂越よかゝりしなり濱名湖

の湖南湖北兩路あると湖口の開塞よ出づるもの今も此兩路あり濱名湖の西北隅よ一區の水滙あり都築村其東南岸よ臨む天平古文書津築郷あれど和名抄よと載せず想ふよ此水滙と土地陷落より生せし所よて其以前と本坂越より陸地直よ都築村よ至り引佐細江を涉りて匹摩よ通ひしなり○此水滙を近來猪鼻湖と名づけたれど嘉永以前の地圖よと其名見あたらす

栗石

驛馬十疋○渡津より凡七里

同國引佐郡氣賀町 栗原とあると誤書

町の西つゞき吳石クレインの里あり是れ栗石よて栗原とあると草體より誤れるなり○濱名湖の一支深く東北よ入りたる水を引佐細江といふ萬葉集よも其名みえ歌枕の名所なり氣賀町と細江の北隅よ臨む海道別路の驛次よて本坂越よ通じ姫街道と稱す○柘築の路すたれ此驛を置かれしなりされど猪鼻驛を正路とすれば渡津との距離も定制よ依らずと知るべし

匹摩

驛馬十疋○猪鼻より四里 栗石より四里

同國濱名郡馬込村(敷智郡驛家郷) 近來亦濱名郡となる

萬葉集に引馬野あり今の三方原を云ふ馬込と原の東南隅にて濱松市の東に接す今と天神町に入る其東に天龍川鐵道驛あり
靈龜元年五月遠江國地震壘龜玉河潰沒敷智長下石田三郡 天平寶字五年七月龜玉河堤決三百餘丈役單功三十萬三千七百餘人修築
仁壽三年十月遠江國言廣瀬川舊有郵船二艘而今水濶流急不利由涉公私行人爲之壅滯岸上請更加置三艘以濟羈旅之難許之
此河と今の天龍川なり龜玉河といひ廣瀬河と云ふと河道の變轉にて其名も從て異なるなり承和官符に此河なし仁壽と其十九年後なり

遠江國府

磐田郡 上十五日 中泉町 國府八幡宮鎮座 下八日

國衙所在地の豊田郷なりしかを豊田の國府と呼ひしより後世に至り郷名變して郡名となり豊田郡の一郡たりたりされど磐田郡の名と猶見附町の一地に存し居り近來豊田の名を廢し磐田郡の舊に復せり

國分寺 同郡見附町に寺趾存す 見附町中泉町相接す

總社 淡海國玉神社を當國總社大明神と申す 見附町鎮座

豊田 驛馬十疋〇匹摩より凡四里

同國同郡中泉町(驛家郷) 原脱今補

和名抄磐田郡に驛家あり延喜式載せざるに脱寫なり又其郷名に豊國とあるも豊田の誤寫なり國の略字草體より書きひがめたりと覺ゆ

横尾 驛馬十疋〇豊田より凡四里

同國城東郡横須賀町(驛家郷)近來城東佐野合同爲小笠郡

高天神山の山脚南に走り海岸に至る是れ横尾なり馬伏塚を驛趾とす今の横須賀町と後年洲沙の上は建ちしもの舊稱を三社市場と云ふ和名抄に佐野郡驛家あり錯簡とすべし〇豊田驛と當驛との間は古者磐田湖あり海岸に一條の砂丘にて限る驛路之湖北を遶りて來往せり

初倉 驛馬十疋〇横尾より凡五里

同國榛原郡相良町(驛家郷)

町南の波津里に飯津佐和神社ハツサワあり此地を驛家とす又此地より正南に突出せる海角を腕崎と云ふ此地より起りし名稱と覺ゆ今と御前崎と呼ぶ
治承四年追討使平維盛が東國進軍の路次に掛川より波津藏に至ると記す仍て考ふるに海岸と海嘯など通路を絶たれ佐野の中山は新路

を開通せられしものと覺ゆ此時は懸河菊川の二驛を建て初倉驛を大井川の西岸に移したるならん今も郡の東隅に初倉村あり其海岸不通の年代もとより知るべからざるも皇朝阿闍梨の櫻池入定の事と保元平治の頃と推測せらる其時まで舊驛路を通行せしを證すべし

小河

驛馬十疋○初倉より凡五里

駿河國志太郡小川村益津郡小河郷燒津鐵道驛の南

志太益津共上古より地名なれど近來志太一郡となる○此驛より左に折れて宇都の山路となる其後小坂越を山南に開きたれを故道と云ふ
○承和官符 駿河國阿倍河三艘元一艘今加二艘

駿河國府

安倍郡

上十八日 下九日

靜岡市

府中又駿府と云ひしが明治二年靜岡と改稱す

國衙の趾と今の城内なりと覺ゆ又市の南郊を阿倍河原といふ阿倍川の北岸にて其南岸を手越河原とす

國分寺

靜岡市東の安東村に寺趾存す

市内屋形町に尼寺の趾あり

總社

市内宮崎町なる淺間神社を總社なり

横田

驛馬十疋○小河より凡五里

同國同郡横田町(横田郷)靜岡市内にて其東隅なり

息津

驛馬十疋○横田より凡四里

同國廬原郡興津町(息津郷)東海道中名高き名所鐵道停車場あり

○清見關

興津町清見寺門前を關屋里といふ即關趾なり

此關の創置年代未詳されど桓武の御時、蝦夷高九の此關まで攻め來りしとの傳説も古けれを寶龜中、征夷の大軍を起させ給ひし時など豫防に建設せられし者かと思へる百八十許年の後、國司郡司に帶劍せしめられんと請ふ解文あり
天曆十年六月駿河國言當國西隣遠江國榛原郡東承相模國足柄關况復國內帶清見横走兩關坂東暴戾之類得地往反隣國奸猾之徒占境棲集侵害屢聞奪擊自發國宰勘糾之輩不帶弓箭無便追捕重檢旁例甲斐信濃等國雖云不置關門去承平天慶之間任國申請已被裁許此國帶兩關若無弓矢之儲何禦非常之危望請準諸國被裁許件帶劍爲不虞之備者依請

○承和官符 駿河國富士河 浮橋一處

右流水甚速渡船多艱往還人馬損沒不少仍造件橋其料以救急稻充之

蒲原 驛馬十疋○息津より凡四里

同國富士郡元吉原村(驛家郷)鈴川停車場東

貞觀六年十二月駿河國言駿河郡帶三驛橫走永倉柏原驛家是也差點驛子四百人年來早疫課丁缺少不能滿數望請廢柏原驛蒲原驛遷立富士河東然則蒲原驛與永倉驛行程自均民得息肩從之

蒲原之廬原郡よて富士河西なり此時舊名のまゝ河東よ遷されしなり後世同名異地を嫌ひ且佳字を選ひて吉原と稱す今の吉原町と寛永中水害を避けて山手よ移りしもの近來其舊地よ就き元吉原村を建つ

柏原 駿河郡柏原郷あれど郷域驛趾共よ未詳なり

柏原新田とて國道よ沿ひ東中西の三村あれど新田よて舊地よあらず此邊之浮島の原よて數度の海嘯よ遭ひ地勢の大變轉を想ふべし

岫崎關 天慶三年正月駿河國言岫崎關爲凶黨被打破

此關は信濃國會地關と同じく將門の亂よ臨時構設せられしものよて駿河郡山崎郷ぞ其處なると覺ゆ足高山の山尾よて沼津町の北よ當る

箱根足柄兩路の會合地要なり○將門謀反の初發と承平五年よて天慶二年の僭立まで五年間なり二年十二月上野國府よて新皇と僞號し除目など行ふ弟將武を伊豆守とす其兵の伊豆府よ入りて駿河を犯すまでの時日と行程とを量らば沼津あたり適當なるべし○鴨長明の海道記よ岫崎とある所と薩埵峠の如くなれど風飄々と翻り波瑛々と亂れ云々と記せると沼津海岸よも其形容と見るべし記行の文とかたくなよ讀むべきよあらず

永倉 驛馬十疋○蒲原より凡五里

同國駿東郡永窪村(永倉郷)沼津町北一里許

承和七年十二月改駿河國永藏驛家遷置子伊豆國田方郡以駿河郡特帶三驛百姓殊苦重役也とあれど二十年後の貞觀國解よ駿河郡帶三驛とあり見上一旦伊豆よ遷されしも幾程もなく舊地へ復りしならん駿河郡を駿東郡とするを天文中より其名見ゆ

伊豆國府 田方郡 上廿二日 幸原村 延寶頃まで國府原 下十一日 近來三島町よ入る

當國當初の國衙と同郡田中村なりと覺ゆ田中五箇村とて田京御門守木白山宗光寺なり田京と田方郡の都府の義よて御門と府廳所在地の遺稱なり大路備前國府よも云ひき○田中村と三島町の南三里許よて

伊豆

田京停車場あり御門は國分寺の舊址あり其三島町へ遷府せし年代ともとより知る可らざれど延暦二十一年箱根路を開かれし後なるべし

國分寺 寺趾前後兩地よて尼寺も亦兩地の所傳あり

御門は六角堂あり僧寺の墟と傳ふ田京は法華堂の墟あり尼寺と云ふ元慶八年四月伊豆國言國分法華寺承和三年失火燒亡其後以定額寺爲法華寺請新建之聽之とあり又延喜式は伊豆國山與寺爲國分寺置僧十口と見ゆ兩寺の再造之後の國分二寺よて金光明寺の墟と三島神社の東なる塔森その地また法華寺も同所の二日市に其趾を存せりと云ふ天慶三年伊豆國言賊兵來圍國分寺奪取雜物射殺人民と見ゆ

總社 三島神社 三島町鎮座

三島と神の御島乃南海七島の一なる三宅島を本居とすマヤケと御燒よて靈火の義その島峯時ありて噴火し神の威靈を示すか如くなれを其山を神として天平寶字二年は封戸を奉り天長九年五月靈火又大に噴出してけれを官社とし國司をして奉幣せしむ然れども海上風浪の恐ありとて賀茂郡白濱は遙拜所を建つ其後これを田京に移して國の總社となす深澤社こそ其舊地なれ尋て名神大社と陞り國衙と共に今の三島町は遷座ありしなり土地の名も此御神鎮座より負へるもの本殿左右は東五社西五社とてありしと一國の神明を配祀したるなり

此神社之鎌倉幕府より江戸幕府に及び七百年許武運守護の神として崇敬殊に篤けれを社殿も宏壯となりて本つ社の如く成りてけり

横走

驛馬二十疋○永倉より凡五里

駿河國駿東郡新橋村(横走郷)鐵道御殿場驛所在地

横走とて噴泉より負へる名なり更科日記は横走の關の傍は岩壺といふ所ありえも云とす石の四方なる中は穴あきたる中より出づる泉の清くつめたきこと限りなしとあり是れ治安頃の所見なり蓋富士雪解の水の伏流となりて噴出するなり富士山の裾野よと處々は多く在り御殿場停車場前なる農家の噴水井と岩壺なるべし其水南北は流れて黄瀬川と酒匂川と兩源泉となる謂ゆる分水嶺の最高地なり○此驛の馬數と足柄坂を控へ且又甲斐路の分岐あれを二十疋を備ふるなり

○横走關 同村なれども關趾未詳

枕草紙にも關之横走とあり相模甲斐兩路の守扼として上と云へるか如く清見と共に名高き關門なり

○足柄關 相模國足柄郡矢倉澤

延暦二十一年五月以富士山焚石壅足柄路關莒荷路明年五月廢莒荷路

復足柄舊路とあり莒荷と箱根なり此足柄路と今も足柄越と稱し足柄山の北陰を透りて通路あり東海道鐵道と大率此路の北より穿ちしなり○矢倉澤之山北鐵道驛南一里餘あり關之昌泰二年の創置なること山道碓氷關の條下より云ひき其明年八月相模國言依去年九月官符始置件關爾來部内清靜奸濫稍絶而勘過往還之人物已無本司之過所(通行券)望請下知諸司諸國令請過所將以勘過謹請官裁者依請宜仰諸司并東海東山諸國依件令行○足柄坂之駿河相模の國界より以東の諸國を稱し坂東と呼ふ其山東と呼ぶと碓氷山より云ふなり

坂本サカモト

驛馬二十疋○横走より凡六里

相模國足柄上郡關本村(驛家郷)小田原町南三里

地理より名つくれを足柄の坂本なり行旅より云へを足柄の關本なり近來まで關所ありき今と諸村合同して南足柄村と總稱す

小綾コアヤ

驛馬十二疋

同國足柄下郡酒勾村(驛家郷)小總とあると誤寫

萬葉集より與呂岐濱とあると酒勾の河口より大磯小磯より亘る泛稱にて

乃餘綾郡の海濱なり古今集より小餘綾とあるも同所にて小初瀬小筑波と同じくヲユルギと云ふべしコユルギ之後の轉訛なり小綾と其中略して日部の日下部なる若續の若麻績なると同例なり箱根路と延暦より開廢ありたれど官道としてこそ用ゐざらめ捷路なれを私人の來往之始終通行せしなり此驛を足柄箱根兩路よりの會合地なる河道の變轉あれを驛趾未詳○以下二驛と共に驛馬十二疋なる武藏より入り兩分するがためなり

相模國府

大住郡

上廿五日 下十三日

神戶村

諸邑合同して近來比々多村となる

當國當初の國衙と高座郡より置かれしなり同郡本郷村の河内より上町稻荷町など田宅の間より數所市街の名を存すると國府所在の遺墟なり且國分二寺共より其北より並ひ一宮寒川神社と南より鎮座せり元慶中地震より相模川の西より遷府ありしと此大住郡より三宮比々多神社を當國總社冠大明神と稱するを國府ありし確證なるさて現より國府本郷とて餘綾郡より府趾あると後又其地より移りしもの伊呂波字類抄より餘綾郡府とありされど古本より猶大住郡の下より國府と註す古本より三卷より自天養至長寛二十年云々典膳橋忠兼撰と與書せり普通十卷本より壽永の記事あれを三遷の年代其間よりありしを知るべし近來餘綾大住合郡して中郡の稱を建てたり

國分寺 高座郡國分村 厚木町の東に小堂あり 僧尼兩寺とも礎石存す

弘仁十年二月相模國國分寺火災○元慶五年十月相模國言國分寺金色藥師丈六像一體挾侍菩薩二體元慶三年九月遭地震皆悉摧破其後失火燒損望請改造以修御願又依去貞觀十五年七月官符以漢河寺爲國分尼寺而同日堂塔頽壞請仍舊以本尼寺爲國分尼寺詔並許之

總社 三宮冠大明神 比々多村鎮座 神戶北隣社地を三宮と云ひき

國府三遷してけれを總社も三處よませり高座國府よと一宮寒川神社よて大住府よ於て之三宮比々多神社なりさて餘綾よ移りて之新宿なる六所明神とす近來本郷新宿合同して國府村と稱す大磯町の西

箕輪 驛馬十二疋○小綾より凡四里

同國中郡比々多村(驛家郷)

比々多の笠窪よ箕輪の地あり此村と秦野町より伊勢原厚木よ通する道路よ係る雨夫利山の麓よて此道筋を俗よ大山街道と呼ぶ

濱田 驛馬十二疋○箕輪より凡四里

同國愛甲郡厚木町馬入川の上流西岸

○承和二年官符 相模國鮎河 流水甚速渡船多艱仍造浮橋(既出) 郡名の愛甲と鮎河なり驛趾未詳なれど此河の渡津を此所として定む

夷參 同國高座郡座間村

寶龜二年太政官奏よ武藏國雖屬山道兼承海道公使繁多云々今東海道從相模國夷參驛達下總國府其間四驛とあり(全文見次)延喜式よ夷參驛なくして濱田驛あり其移轉と國府と同時なるべし○和名抄よ伊參郷あり座間乃イサマなり今之文字のまゝザマと呼ぶ厚木町東北一里許

店屋 驛馬十疋○濱田より凡四里

武藏國南多摩郡町田村(都築郡店屋郷)

町田村と郡の南隅よて都筑郡の地なりしが郡界變轉して多摩となる本町田原町田よ分る原町田よ鐵道停車場あり本町田其北よて驛家の趾なり此地より小野路を歴て府中町よ至る一路を古海道と呼べり又此驛より分岐して上總下總よ通する驛路あり海道別路の條を見よ

武藏國府 多摩郡 上廿九日府中町 東京西八里餘

當國の國治も其初と足立郡大宮町よ在りしなり其多摩國府と移りし

年代的知す可らざれども和銅元年秩父郡より和銅を出し尋て催鑄錢司を置かれ大よ和同開寶錢を改鑄せられしかを銅錢輸送の便宜より國府を南境に遷されしと覺ゆ此國元來東山道にてありしを東海道に屬せしめしも國衙の南境にあるより其議と起れり其文よ

寶龜二年十月太政官奏武藏國雖屬山道兼承海道公使繁多祇供難堪其東山驛路從上野國新田驛遠下野國足利驛此便道也而枉從上野國邑樂郡經五箇驛到武藏國事畢去日又取同道向下野國今東海道者從相摸國夷參驛遠下總國府其間四驛往還便近而去此就彼損害極多臣等商量改東山道屬東海道公私得所人馬有息奏可(山道上野驛可參見)

國分寺 同郡國分寺村 堂宇現存○府中北半里中央鐵道停車場あり

總社 總社六所明神 府中町鎮座 近來官幣大國魂神社改稱尾張遠江の例即一國神靈

多摩 驛馬十疋○店屋より凡五里

同國北多摩郡府中町原伏今補

國府より前後驛へ各四五里を阻つ且府側は驛家あると諸國其例多し故に本驛を加ふ國分寺停車場西は懸崖といふ地あり旅舎の趾と傳ふ○天長十年五月武藏國言管内曠遠行路多難公私行旅餓病者衆仍於多摩

入間兩郡界置悲田處建屋五宇介當宗家主等六人各割公廩以備糊口之資須附帳出舉以其息利充用相承受領輪轉不斷許之悲田料四千五百束武藏野の曠原を横斷するもの公私行旅とあれど官使と通行せざりしと覺ゆ○悲田處の趾知るべからざれども久米川の東北なる日比田村(入間郡)などよあるべし

乘漕 驛馬十疋○多摩より凡四里

同國豐多摩郡天沼村原脱今補

神護景雲二年三月東海道巡察使紀廣名奏言下總國井上河曲浮島三驛武藏國乘漕豐島二驛承海山兩路使命繁多乞準中路置馬十疋依奏山道上野新田驛下は記せし如く武藏の海道は屬せざる以前は本國の埼玉足立より豐島乘漕と經過して國府に至りしなり此路次之東南に迂回するか如くなれど其西方と謂ゆる武藏野にして荒蕪なる曠野を避けてなり
乘之剩の省字よてアマリヌマをアマヌマと呼ぶ中央鐵道荻窪驛の北よて今之杉並村に入る又足立郡大宮町の傍も上下天沼村とてあり同名異地なり

豐島 驛馬十疋○乘漕より凡四里

武藏

同國北豊島郡豊島村驛家郷

豊島川の南岸よて東北鐵道王子停車場の北半里許近來王子町よ入る西福寺之行基開基と稱す又八幡太郎よ仕へし豊島康家の館址あり又足立郡六月村八幡宮及び白旗塚鷲明神など義家義光の故蹟を傳ふれを海道驛次と豊島より直よ茜津よ通せしを知る

○承和二年六月官符

武藏下總兩國界 住田河四艘元二艘今加二艘

下總國 太日河四艘元二艘今加二艘

右河等崖岸廣遠不得造橋仍増件船全文既出尾張草津渡

坂東平野其西北の水相集り四道となり各南流して武藏下總の間より内海よ入る今稱を以て西より擧ぐれを千住川綾瀬川中川江戸川千住川と入間川の下流なり豊島足立の郡界を東よ流れ豊島川と云ふ千住大橋よ至り千住川と稱するなり寛永中より荒川の本流となる綾瀬川これを武藏兩國界の住田川なる在五中將の故事を傳へ今も古隅田川と呼ぶ元來荒川の本流よて大河なりしが河道の變換よ依て小流となる花亦以下僅よ小舟を通じ千住川と合す今の淺草川なり中川と利根川の舊河道なれを古利根川の稱あり往古と崎玉あたりまで深き入江よて舟楫來往の多かりしこと萬葉集よ前玉の津よをる舟の風をいたみとあるも想ふべし徳川氏の關東所領の初め河流を渡良

瀬川に合せたれを河幅と其半よたも及ばず猿股以下僅よ舟路あり江戸川と渡良瀬川の下流よて太日川フト是なり文祿中北埼玉の川股あたりより利根川を東よ導き渡良瀬よ合流せしめしかを大河となり新利根川と稱す下流行徳より江戸運河を通じたれを江戸川と云ふ太日川の渡津と茜津よて住田川と花亦の鷲宿を奥州古道の渡場と云傳ふ○利根川の大河なるよ増船の目よ漏れたると不審め如くなれど元より渡船の設け多かりしよ因るならん天龍川も漏れてありき

茜津

驛馬十疋○豊島より凡四里

下總國東葛飾郡松戸町驛家郷

太日川即江戸川の東岸よて常磐線の鐵道驛あり下總國府へと南一里(國府臺と海道別路よ云ふべし)

アカネツ上略してネツと呼び一轉してマツとなる是乃松戸なり延喜式雜物交易料よ下總紫草二千六百斤とあり茜と見えざれど中男作物よ熟麻紅花あり舊事考物産編よ茜の名を收めたり此邊其産所が

於賦

驛馬十疋○茜津より凡五里

同國相馬郡布施村(意部郷)近來東葛飾郡富勢村となる

下 總

布施と於賦瀨の上略なり下利根川の西岸にして我孫子町の北に在り此川と毛野川の下流なるが寛永中より利根川を承けて下利根といふ布瀬の邊と往時河幅甚廣ければ布瀬七里の渡と呼びたり(六丁一里)津頭の辨天堂と大同中の建立と云傳ふ○北二里小貝川を常陸界とす

榛谷

驛馬五疋○於賦より凡四里

常陸國筑波郡小張村水海道町東南二里

塵添塩囊抄(十一)常陸國記云探大谷村之大榛本村造鼓末材造瑟瑟俗云比佐頭とあり郡名を記せざれども榛谷の故事と覺ゆ小張之大榛よて村よ谷口といふ地あると大谷の遺稱○此驛より馬數其半を減じたり鹿島香取の奉幣使と於賦より舟路よ依りて來往せしかと思はる

曾根

驛馬五疋○榛谷より凡五里

同國同郡大曾根村方穂郷の舊城とて近來大穂村と改む筑波山下北條町の南一里

常陸國府

茨城郡上三十日府中町明治二年石岡と改む下十五日府中町

當國の郡域は今古其位置を變ず茨城郡の如き國府より兩分して南郡

北郡に分ちしを文祿中南郡を新治郡としたれば石岡は新治に屬す

國分寺

本堂樓門等並存慶長中再造其地を國分と云ふ北に尼寺の墟あり虹原と呼ぶ

總社

總社明神鎮座寺社共に石岡町に在り

東海道の驛路と常陸國府にて終るなり養老二年五月陸奥國を割きて石城石背の二國を建つ石城は海道に屬したれを明年七月驛家十處を置く其接續として常陸國も國府以北に六驛を置けり其後石城石背と廢國となりて陸奥の舊に復したれと東夷征討は兵器輸送等の用あり驛家と其儘存在せらるゝこと百餘年延暦末征定の功を奏し鎮守府を置く是に於て上國との交通と山道のみよて足りぬ仍て弘仁二年四月陸奥海道の十驛を廢し三年十月常陸の六驛も停めらるされと機急を告げんがためよとて即時捷路を取て陸奥二驛常陸五驛を置かる其路次は常陸國久慈郡の山路を経て陸奥國白河郡に出で東山道の松田驛に合ふなり

茨城

驛馬五疋○曾根より凡五里

同國新治郡石岡町(茨城郡茨城郷)原佚今補

國府所在地なり前驛後驛へ各四五里を距つれを本驛を加ふ石岡町よ

茨城と云ふ處ありバラキと呼ぶ驛家の地とすべし

安侯 驛馬二疋○茨城より凡四里

同國西茨城郡安居村(安侯郷)岩間鐵道驛東二里

弘仁三年十月廢常陸國安侯河内石橋助川藻島棚嶮六驛更建山田雄薩田後三驛とあれと延喜式にと安侯河内を載せたり此二驛なくを接續し得ず直に復興せられしか猶推考するに安侯河内の廢驛中にあると誤記にて更建三驛も五驛として安侯河内其中にありしならん海道別路よて詳説すべし○驛馬二疋は機急傳命の用のみなれをなり此村之國道と鐵道との中間にて安戸川の岸よあれを近來南川根村と改稱す村内に長者屋敷とて驛長の遺墟あり

河内 驛馬二疋○安侯より凡五里

同國那珂郡渡里村(河内郷)水戸市北

河内上中下よ分れ近來青柳村を合せて柳河村と稱せり常陸風土記に臨粟河而置河内驛家と粟河と那珂川にて上流に阿波郷あれをなり一守長者の宅趾あり八幡太郎東征の歸途この驛長の家よて晝食せしと云ひ傳ふ其趾と渡里よあり那珂川の渡津なれと後世河道變轉して

今之川の南岸なる水戸市の西北郊渡里村ぞ其地なる

田後 驛馬二疋○河内より凡四里

同國同郡靜村(久慈郡倭文郷)文祿中郡域變換

驛趾未詳なれど此村古來名高き處なれを此地よ定む四近よ村田村又田間川あり○志津明神之名神大社よて此地よ鎮座す風土記よ靜織里上古之時未識織綾之機此村初織之因名北有小川丹石交雜故號玉川

雄薩 驛馬二疋○田後より凡三里

同國久慈郡大里村太田町西

此地久米郷の舊域なりとて近來久米藥谷太平諸邑と合して久米村と稱す藥谷よ驛長の遺墟なる長者屋敷の名あり

山田 驛馬二疋○雄薩より凡四里

同國同郡天下野村(山田郷)

常陸風土記よ山田里多爲墾田因以名之とあり山田川の上流よ金砂山東西對峙す其峽際よ上下高倉村あり元祿中下高倉を天下野と改む

常陸

○燒山關 武生山武後稱 上高倉村あり男體山より連り常陸
陸奥の國境を限る其山を扼せし關門なり

弘仁二年四月廢海道十驛更於通常陸道置長脊高野二驛爲告機急也
あり此時構へられし關なりと覺ゆ○今昔物語三七近衛舍人ありけり
神樂舍人などよや歌をぞ微妙く詠じける相撲の使よて東國より下りた
りけるよ陸奥の國より常陸の國へ超ゆる山をを燒山の關とて極じく
深き山を通るなり遙よも來よける者かなと思ひけるよ心細く泥障を
拍子よ打て常陸歌を二三遍許押返して詠じける時いみじく深き山の
奥よ恐ろしげなる音を以て穴オモシロと云て手をハタと打ちけれを
舍人馬ひき留めて此と誰の云ひつるぞと從者共よ尋ねけれども誰が
云ひつるとも聞かずと云ひけれを頭毛太りて恐しと思ひそこを過ぎ
よけり云々とあり

長脊 驛馬二疋○山田より凡五里

同國同郡生瀨村長有とあると誤書

次驛と共に弘仁二年新よ置かれし驛家見上ナマナガ一音の轉のみ○
男體山の北陰よて國境の山村なり大小兩村よ分る驛趾と小生瀨とす

此地以西と古來陸奥國白河郡依上郷なりき後よ依上保と稱せしより
保内莊となり永正中常陸よ屬し文祿よ至り全く久慈郡よ定めらる

高野 驛馬二疋○長脊より凡六里

磐城國東白河郡伊香村(高野郷)棚倉町南三里

高野明神高野山天照寺また高野平等の名あり村人と高野と稱し居り
中世依上松田諸郷を合せて高野郡と稱せし事もありき

本驛より山道の松田驛へ六里よして海山兩驛路相會ふ

海道別路 武藏國店屋驛より陸前國名取驛に至る

武藏國の東海道に屬せる前後に於て驛路を變換あり
武藏國府の條下に記したる寶龜二年十月の奏議より
今東海道者從相模國伊參驛達下總國府其間四驛往還
便近とありて武藏を海道に屬せられたり是よりさき
神護景雲二年三月に下總國井上河曲浮島三驛武藏國
乘瀧豐島二驛承海山兩路使命繁多乞準中路置馬十疋
とあれど寶龜以後武藏國府より乘瀧豐島茜津と直路
を常陸に通ずれむ上の四驛も三驛も旁路とある仍て
此七驛を海道別路と建て其次に延曆弘仁かけて廢止
となりし二十餘驛を連接せしめ以て海道の舊驛次を
示すべし

店屋

驛馬十疋○相模國濱田驛より凡四里

武藏國都筑郡本町田村(驛家郷)既出

和名抄居處部に店家坐賣物舍俗云町又天地部に町和名末知とあれど
店屋マチャとよむべし○此郷後世轉じて多摩郡に入る國の南境にて
南隣の鶴間村に町屋原の名あれどマチャマチャダ一音の轉とせん

小高

驛馬十疋○店屋より凡四里

同國橋樹郡大柵村(驛家郷)後世都筑郡に入る

村に宿根入といふ處ありて驛家の故墟と傳へ土中往々古瓦を出せり
村人の店屋をタナヤと誤讀して大柵を店屋の驛趾といへども當らず
タカタナ一音の轉のみ大小オノの無差別なると云ふまでもなけん○
近來山田勝田の諸邑と合同して中川村と稱す中山停車場北一里餘
○承和二年六月官符に海道九河渡船増加の事あり(見上)

武藏國 石瀨川三艘元一艘今加二艘

石瀨川と多摩川の下流を稱するもの大柵より矢口渡を通ずる途中に
岩川といふ村あり多摩川と今日矢口六郷を過ぎ羽田を海口とすれど
舊河道と登戸溝口より岩川加瀬など流れ今の鶴見川を其流末ならん

別路

岩川の南隣子母口村なる立花神社と橋姫殯葬の舊墟と傳へぬされど古き土地よて岩川と石瀬川の遺稱なるべし

大井オホイ 驛馬十疋○小高より凡五里

同國荏原郡大井町(驛家郷)品川町西南

村南の八景坂と奥州路の舊蹟として八幡太郎の故事など傳ふ又村の鎮守鹿島神社と安和中の鎮座と申せを驛趾と此邊なるべし

浮島ウキ 驛馬五疋○大井より凡四里

同國豐島郡淺草山之宿東京市淺草區山宿町

神護景雲二年三月東海道巡察使奏下總國井上河曲浮島三驛乞準中路置馬十疋依奏延喜式よて浮島河曲各五疋なり(河曲浮島原倒今改)待乳山を浮島と云ふと故老の傳説よて古くより土地は語繼く所なり一名金龍山その現状と孤立せる小丘なれど往昔と北よ亘れる一帯の長岡よて前後よ水を承けたる島山なれを浮島の名あるなり橋場町の法源寺記よ千束郷石濱里近邊金龍山ト共ニ七山有六山江戸御用土ニ取出ス又百姓共取テ賣土ニスとあれを三百年前までと長き岡阜なり山之宿本名小網宿とて漁村なりしならん金龍山下の驛舎なれを山の

宿とと呼ふ是れ浮島驛のなごりなり待乳山後世と武藏なれど其昔と下總なりしと覺ゆ山の東南と内海よ臨み舟の出入この山の樹木を目的とせしこと諸書よ見ゆ隅田の川と却て山の西を流れしなりかの姥池と猿若町より山之宿の西裏よ亘り長く舊溝を存すれを隅田舊水路の蹟よて今の花川戸こそ其海口なれ又池北より一面砂利場と稱す是れも江戸御用よて河原の細石を採りし所なり隅田川を武藏下總の界とすれを待乳山と下總よ屬するなり類字名所和歌集よまつち山大和下總同名また紫一本よも待乳山と下總國の名所とあり旁證とすべし○石濱とと山宿より北と今戸橋場よ亘る海濱の總稱なり法源寺よ大同天養の古碑あり其北の砂尾不動堂と寶龜中砂尾長者の建立といふ此長者ぞ浮島の驛長なる○江戸砂子よ鳥越の地を浮島と云ひ又隅田川雜誌よと水神森と浮島といふなども見ゆいかゞ

下總國府 葛飾郡下上十五日國府臺 市川町

鴻の臺とも市川と葛飾の市よて太日川(江戸川)の岸上よあれを市川の名あり國府の下よ市川の名あると播磨陸奥其例あり

國分寺 國分村現存 市川の東半里○金光明寺の號を稱す尼寺と葛西領の小松川の善照寺とぞ

下 總

總社 六所明神 市川町真間鎮座

坂東方言より山崖をマ、ネと呼ぶ此地も高地にして斷崖あれど真間と云ふなり歌枕より真間橋と云ふと板つきづき崖路を渉るもの

河曲 驛馬五疋○浮島より凡五里

下總國東葛飾郡船橋町 總武鐵道驛

驛趾未詳されど河曲と河岸灣曲の稱にして諸國同名甚多し又船橋と船並めて河上を來往するもの此地必川あり驛家其岸に建てしと覺ゆ上世と印幡の沼水南方にも流れ船橋の洗川と其河道の餘波なるべし土地隆起の變遷進ひ其流路を絶ちしならん船橋御厨あり意富比神社あり古き土地として里程も相當してければ此地に定めたるなり

井上 驛馬十疋○河曲より凡五里

同國千葉郡千葉町千葉郷

驛趾是又未詳なれど上總常陸兩驛路の分歧地として千葉町の猪鼻臺を井上として此地に定む更科日記より真野長者云々の記事あるも此邊の事と覺ゆ井上驛長とすべし○千葉寺と天平二年行基開基と傳ふ以上延喜式所載の驛家より以下延喜以降廢停せられし驛家なり

常陸風土記より東海大道とありて奈良朝まで中路として陸奥へ通せし驛路なれど其次第を示さんとす驛馬の數と缺く每驛五疋なるべし

鳥取 同國印旛郡羽取村 井上より凡四里○佐倉町西一里

延曆二十四年十月廢下總國印旛郡鳥取埴生郡山方香取郡真敷荒海等驛以不要也。此驛路と武藏國の海道に屬せざる以前と海道中路なり寶龜より其國の所屬を變せられ三十六年の後不要として廢せられたり

山方 同國埴生郡山作村 鳥取より凡四里○成田町東一里

埴生郡之上總下總兩國同名の郡ありしかむ上下に分ち唱へしが近來下埴生と印幡郡に入り其名亡ひぬ

真敷 同國香取郡南敷村 山方より凡四里○佐原町南二里

此驛と香取參宮路より山方より分れて東北に入る香取神宮へ二里餘孝德帝以後歷代香取鹿島兩神を崇尊せられ即位立后及び任大臣も奉告の勅使を差遣せられしが道路遠近なりとて和銅二年より兩神靈を大和國春日山より分祀せられぬ故に奉幣使も授位等の外より參らざる事となれり

荒海 同國同郡荒海村 山方より二里餘○滑川町南一里 真敷より凡三里

下 總

長沼の東岸よて山方より直路を承け常陸の板浦よ通するなり常陸の國境と毛野川下利根の下流よて風土記よ謂ゆる葦原(谷原)の地是なり
板浦 常陸國信太郡君山村 荒海より凡四里○江戸崎町南一里

常陸風土記よ板浦之津便置驛家東海大道所以傳驛使等初將臨國先洗口手東面而拜香島之大神然後得入也また信太郡の四至を東信太流海南板浦とす板浦と江戸崎の入江なれど其口と東南よ在りて津頭よ驛家を置きしなり又國の南境なれを謂ゆる谷原領の藪澤を沮て下總の滑川あたりと相望みしなり君山其境よ當り長者屋敷とて驛長の遺墟あれを驛家郷の地と定む其廢停と板來と同じく弘仁中なりと覺ゆ常陸の郡域と變轉甚しく信太郡など河内郡と其境域を混じたりしが近來二郡を合同して更よ稻敷郡の稱を建つ

板來 同國行方郡潮來町 板浦より凡六里水路其半よ及ぶ

同風土記よ板來村近臨海濱安置驛家此謂之板來之驛古老曰斯貴滿垣宮崇神之世爲平東夷之荒賊遣建借間命引率軍士頓宿安婆之島遙望海東時烟射海而流爰知有凶賊即命徒衆擗食而渡有國栖二人自爲首帥掘穴造堡伏衛拒抗建借間命縱兵驅逐云々蓋囚種屬一時焚滅此時痛殺今謂伊多久之郷とあり安婆と江戸崎町の東なる阿波崎是なり此地より

香澄流海(霞浦)を涉り潮來よ至る又浪逆海を航して鹿島よ詣るなり○弘仁六年二月廢常陸國板來驛と和名抄よ板來郷あり元祿中潮來を改む蓋鹿島の攝社よ潮宮イタノミヤあり方言潮をイタと云ひしとぞ

曾根 同國同郡手賀村 板來より凡六里○玉造町南

同風土記よ曾根村古有佐伯夷會名曰疏禰比古取名著村今置驛家此謂曾尼之驛とあり又和名抄よ曾根郷あれと延喜式の曾根驛とて其名同くして地異なり此驛の廢停も板來と同時に覺ゆ日本後紀弘仁六年廢常陸國板來曾根板浦三驛とありしを其後二驛を心寫脱せしならん手賀村よ曾根といふ地あり驛趾とす國府へと凡六里あれを此地より來往せしもの其東北直路と島田よ通せしなり
同記又曰く難波長柄宮(孝德)之世壬生連麻呂令築池堤其池今號椎井即向鹿島陸之驛也とあり鹿島參宮路と潮來より水路を取るべきも風波など避け此地よりも來往せしならん鹿島へ凡七里

島田 新同國東茨城郡南島田村 曾根より凡六里 石岡町東北五里

曾根平津兩驛相距十里許中間よ一驛なくをあらす島田の東よ接して神宿駒場兩邑相並ぶ今日と鹿島郡海老澤瀧沼西岸よ屬すれど往古と島田郷の一域なると論なし驛家の墟とすべし○弘仁三年十月廢常陸

國安侯河内石橋助川藻島棚橋六驛更建山田雄薩田後三驛とあると誤脱あるべしと覺ゆ安侯河内二驛と延喜式と載せ又此二驛なくは常陸國府より陸奥へと通行する能はず原書よ之廢常陸國島田平津石橋助川藻島棚橋六驛更置山田雄薩田後河内安侯五驛とありしを轉寫の際彼を脱し此と轉じたるものとすべし

平津 同國同郡平戸村 島田より凡五里○磯濱町北下大野村

同風土記那珂郡平津驛家あり本郡那珂川以南之文祿中より茨城郡よ入る○平戸之大洗神社は接す西に東馬屋の地あり驛趾とす濁沼の流末と一條の水路となり東北を出で那珂川の海口に注ぎ入る平戸と水路の西岸に臨む此驛より海濱に沿ひ石橋に通するなり

石橋 同國那珂郡村松村 平津より凡四里○石神鐵道驛東一里

村の白方石橋の地あり驛趾とす○村松の虚空藏菩薩(日光寺)之大同中の安置にて日本三空虛藏の一と稱す其丘上の大神宮も亦舊社にて水戸侯より時々修造ありき又村松晴嵐とて水戸八景の一と居る

助川 同國多賀郡助川村 石橋より凡五里○鐵道停車場あり

同風土記高穴穗宮成務之世云々峯嶮岳崇因名多珂之國以久慈界之

助川爲道前石城郡苦麻之村爲道後また助川驛家昔號遇鹿古老曰倭武天皇至于此時皇后參遇因名之至國幸久米大夫爲河取鮭改名助川俗謂鮭祖爲須介とあり○久慈郡助川郷も文祿以後多賀郡となる南海岸よ會瀬濱あり近來合同して高鈴村と稱す

藻島 同國同郡伊師町 助川より凡四里○川尻鐵道驛東北

同風土記藻島驛家東南濱碁子色如珠玉とあり伊師と石なり今も此海濱に五色の細石多く碁石濱と呼ぶ○伊師町はメシマと云ふ地あり猿塚長者の墟もあり驛家の趾と云傳ふ近來櫛形村となる

棚橋 同國同郡磯原村 藻島より凡四里○磯原停車場

萬葉仙覺抄十三常陸の多珂郡桁藻山を風土記の歌よとタナメノヤマとよめり云々此驛名を棚嶋とも棚橋とも兩様の書傳ふ共誤寫よてタナメヤマとあるを以て棚橋を正字とす一之其扁を誤り一之其旁を僻めて書きしなりタナメの名に因りて此地を見る時磯原の海濱よ屹立せる巨巖あり元祿中辨財天を其上に安置したれは天妃山と稱す往時之海上十數丁に二高巖相雙ひしと云ふ想ふは熊野浦の橋杭岩の如く屏列せる岩礁あり海岸より並み連り其形狀を以て棚並タナメと唱へしもの今日と天妃山のみ存するなりナナ其一を省くは例なり

嶠と釋名より山高而形似橋とあれを此字を用ひて棚並山を二字よ約めたるならん又桁も屋梁所施横木ケタを正義とすれど我國の古書よと棚タナの意も用ひてあり仙覺抄の通行本よ折藻とあると誤寫なり後の歌枕よ田邊磯とよむ是れ磯原の稱の起る所以なり

○菊多關 一名勿來關 常陸磐城國界よて名高き關門なり

允恭の御世よ創設せられしと既よ白河關の條下よ云ひつ○奈古會の關と小町貫之の歌よ見え降りて義家の詠と世の知る所なりナコソと浪越の義よて勿來の意よ採つかふと歌人の轉用のみ古道と波打際の際路よて此名おこり關刻も海濱よ構へられしが海嘯などよ其路崩れ山谷の際を開通されかくて歲月久しかりけれを界明神とて山中よ存するなり是れ第二の道路よて前九後三の兩役と山路の時と覺ゆ今道と慶長中の關整よ係れり○常陸よ關本村あり磐城よ關田村ありて其前後を夾む菊多關と云へん今日銚道勿來驛關田あたり古跡なるべし

菊多

せんとす○驛馬の數と驛別五疋なるべし最終玉前驛五疋なれをなり

磐城國石城郡窪田村 棚崎より凡五里○勿來停車場西半里

菊多と古き郡なれと近來合同して石城郡となる○窪田よ長者屋敷の遺名あり海濱より西一里許上よ云ふ奈古會の山路を承くるもの

磐城

同國同郡夏井村 菊多より凡五里○平町東二里

下大越よ長者平あり管沼よ大國魂神社ませり共よ夏井川の南よ並び近來合同して夏井村と稱す南隣高久村よ御城臺と呼ぶ小丘あり是れ石城國府の墟よて磐城軍國の營所も此處なりと覺ゆ

○陸奥七軍團其配置の蹟を見るよ海道と磐城行方兩團よて山道と白河安積二團なり兩道相合ふ處よ名取軍團を置く又左右よ分れ西よ玉造團あり其東よ小田團あり(既出)而して膽澤城と最北よ鎮せり

廣野

同國雙葉郡廣野村 磐城より凡五里○常磐銚道廣野驛

大越より海濱傳への道路よて四倉久濱以北と波打際を來往する三里西手と數十丈の斷崖よてあれを風烈の時など通行を絶らし事ありき廣野と古く見えざる名なれども此村よ入れを地勢稍廣し其名あるも亦宜なり且前後里程を計りて驛家の處とす北迫よ檜葉八幡宮あり一郡の總社とす○檜葉と磐城郡の郷名なりしが一郡となりし年代未詳

和名抄より白河郡國分爲高野郡會津郡國分爲大沼河沼二郡信夫郡國分爲伊達郡などあり高野その半の常陸より入りしより郡名を見ざれども大沼伊達等と眞郡となる檜葉も此例なりと覺ゆ

檜葉 同國同郡富岡町 廣野より凡四里○亦鐵道驛あり

町南より上下郡山あり即ち檜葉郷にて後より郡家となる○菊多岩前岩城檜葉を岩城四郡と稱したりしが今之北隣標葉と合同して雙葉郡とす北一里より熊川あり上の助川條下より風土記を引きし以石城郡苦麻之村爲道後とある地是なり此川を磐城標葉の舊經界なる

標葉 同國同郡新山村 檜葉より凡三里○長塚停車場東南

郡山の地あり其南の長者原と驛趾なり○標葉シメハを正訓とすれど後世シネハと訛れり

多珂 同國相馬郡小高町 標葉より凡四里○小高鐵道驛

行方郡多珂郷近來宇多と合郡して新より相馬郡の號を建つ○舊説よと多珂を小鶴莊高村とす多珂子鶴各一郷なり小高を多珂郷の地なる行方軍團の營地も此處にて後世相馬侯の下總より行方へ移轉し城地取設けたると小高城にて元亨より慶長まで三百年の居館なり

眞野 同國同郡鹿島町 多珂より凡四里○鹿島鐵道驛

行方郡眞野郷○貞觀八年正月常陸國鹿島神宮宮司言大神苗裔神三十八社在陸奥國云々其中行方郡一とあると此地鎮座の鹿島御子神社

仲村 同國同郡中村町 眞野より凡三里○鐵道停車場

宇多郡仲村郷○慶長以後相馬侯の居城地として常磐鐵道水戸以北大驛

坂本 同國巨理郡坂元村 仲村より凡五里

巨理郡坂本郷○坂元本郷と稱す亦鐵道停車場あり

巨理 同國同郡巨理町 坂本より凡四里

巨理郷○巨ワツの字音なれどワタヲ轉用したり巨の訓を取用ると後世の轉訛なりワタリと渡津にて逢隈川の波より起る亦鐵道驛あり

○逢隈關 巨理町北より關の觀音堂あると即關趾なり

巨理町の西より巨りてアヅマ海道と稱ふ一路あり即ち古驛路の遺なり其路の北端に小坂あり關の觀音と坂上左側より安置す徳一上人の開基徳一と惠美朝繼の弟と云ふ法相宗の碩學なるが桓武帝の天台宗を崇信せらるゝを憤み法華新疏を撰して天台を破毀し東國より誦流せらる

常陸筑波山會津惠日寺等此僧開く所よて伊具郡高藏寺之嵯峨宸翰を
掲ぐ關の觀音堂も此前後なるべし○逢隈關之何書よも傳へずされど
海道の要所として關刻なかるべからず此觀音おとしして此關ありしを
證する之菩薩妙智力よこそ弘仁廢驛の時よ撤去せられしと覺ゆ
觀音堂前の小坂を下れを阿武隈河畔の平地となる田澤の渡船場あり
歌枕の稻葉渡よて津頭よ河福麻川神社ませり(陸奥國府條下を見よ)

玉前

驛馬五疋○日理より二里半又山道柴田驛より三里

陸前國名取郡南長谷村(玉前郷)岩沼町南○近來千貫村

村よ玉崎の地あり玉前驛家の墟とす日理と距離近きと大河あるため
玉前と海道最終よ屬すれを弘仁廢驛となるべきもの延喜式よ載せ
あるを想ふよ柴田驛より小野驛よ繼ぐと出羽の分岐路ある必要とて
路と西北の山路を取るなり今日の如く舟迫より阿武隈河岸よ就くと
平坦捷路なれを當昔も舊のまよ本驛のみ存置せしなるべし○玉崎と
田澤渡の北岸なり

名取

驛馬五疋○玉崎より凡五里

同國同郡茂崎村(名取郷)山道既出

終

如電翁。畏友也。請益有年。一日來示此

書。余云。是本衙參考之書。當付活字版。

翁掉頭曰。爲官乎。爲私乎。群蛙閣々。然

則呈私費。公之于世。既而印本告成。仍

一言其後。 棲霞 後藤新平識

明治四十四年七月廿二日印刷
明治四十四年七月廿五日發行

定價金壹圓

東京市淺草區北富坂町二十五番地

發售者兼 大槻如電

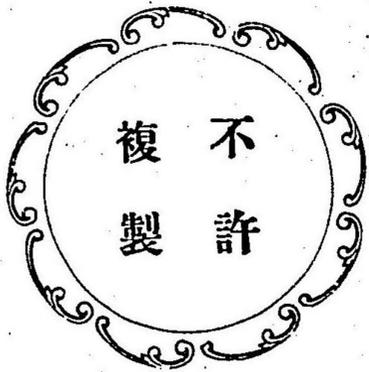
東京市淺草區黑船町二十八番地

印刷人 池田晴三

東京市淺草區黑船町二十八番地

印刷所 東京並木活版所

電話下谷一〇五番



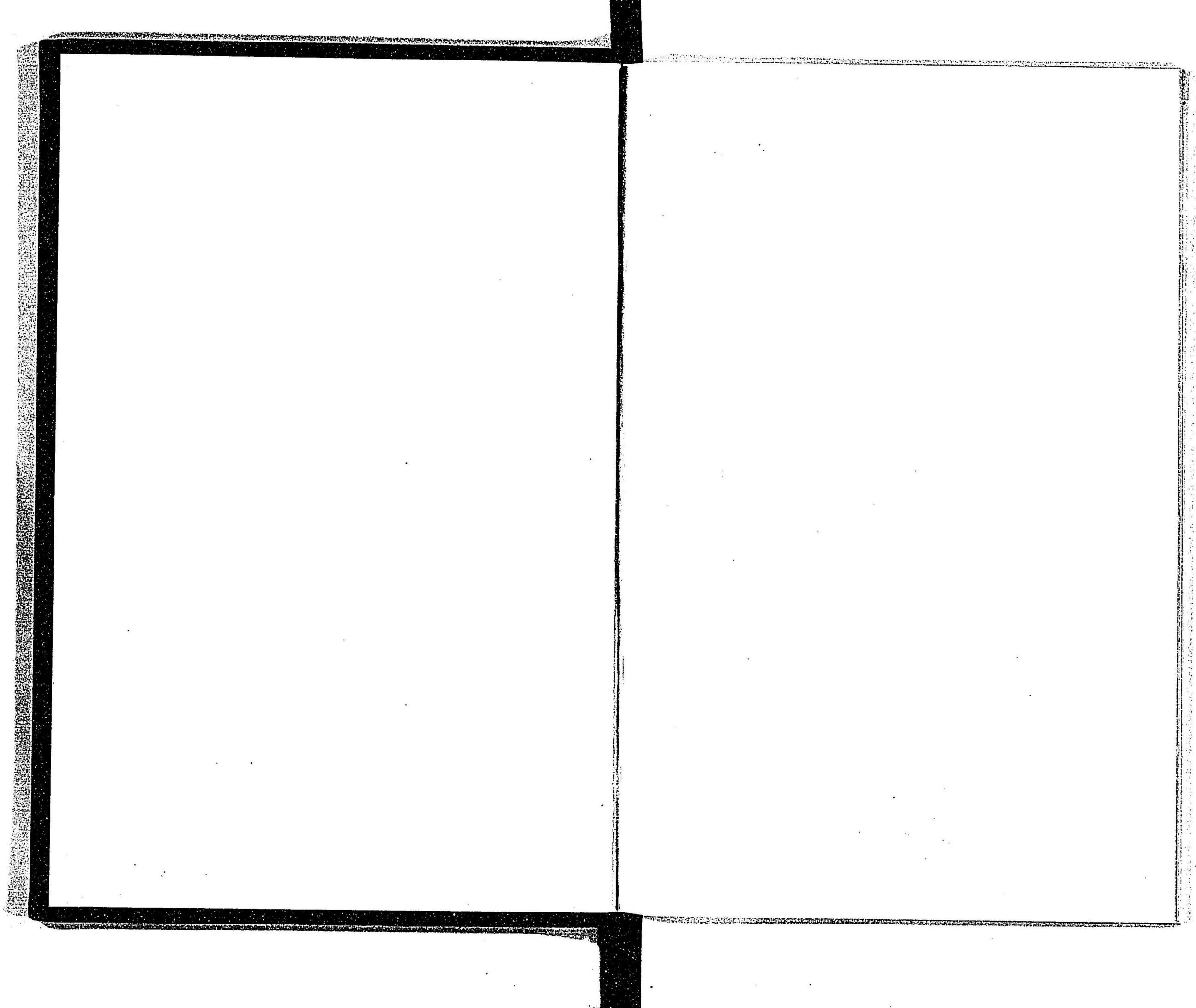
東京市神田區佐久間町一丁目一番地

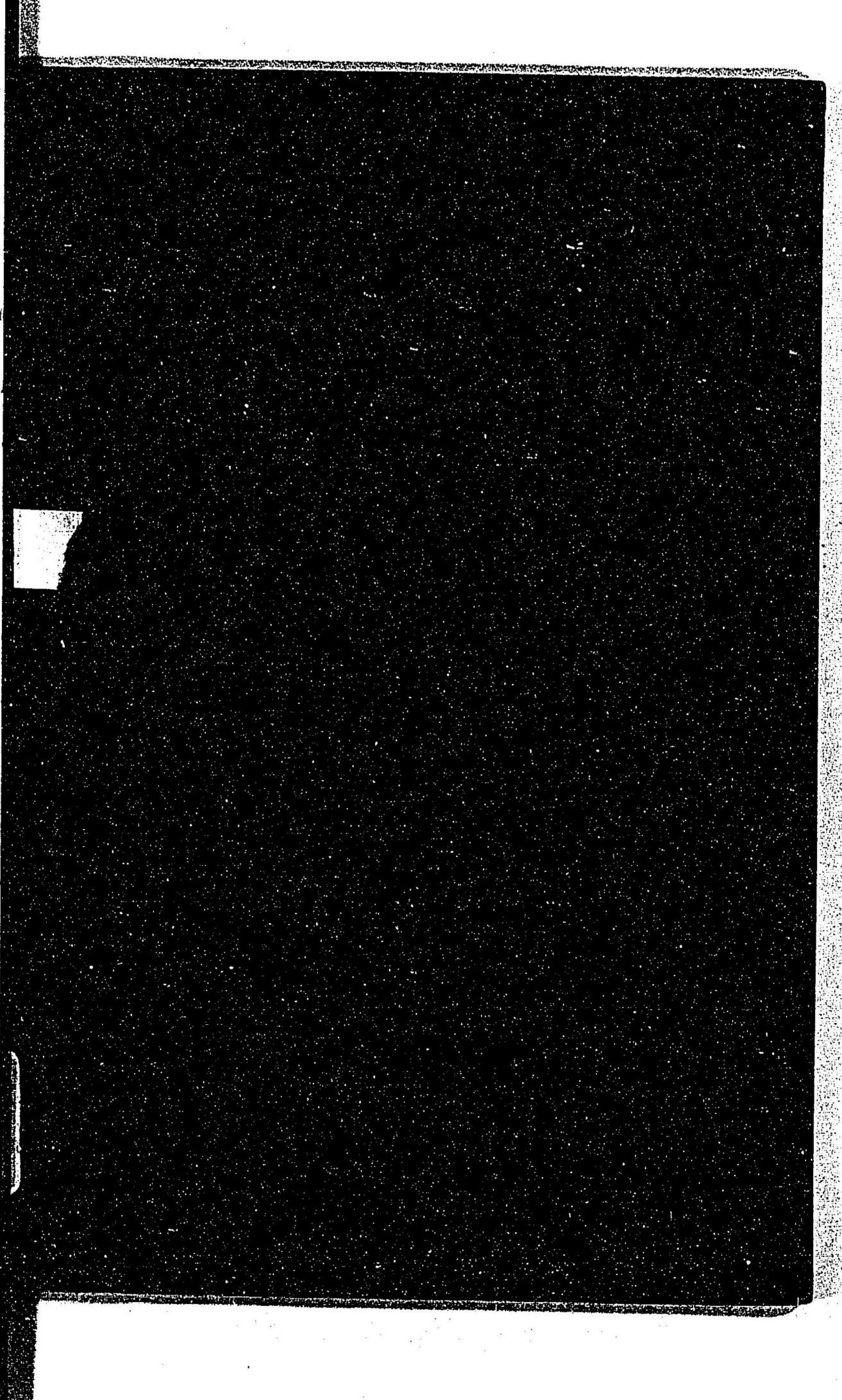
賣捌所 西東書房

電話下谷七〇六番
振替貯金口座東京七三七

514637

7





327
519

022390001-0

327-519

駅路通

大槻 如電 / 著

M44

ADB-1223



[17 層]

